

常磐ポンプ場改修工事特記仕様書	
総 則	
工 事 概 要	<p>1. 工事場所_ 四日市市曙町地内_ _ _ _ _</p> <p>2. 工事種目_ 屋上防水改修と内部仕上改修及びシャッター更新工事 _ _ _ _ _</p>
1. 共通仕様	<p>(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「標仕」という。)による。</p>
2. 特記仕様	<p>(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の (標 . . .) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p>
部分完成	○無 ・有 ()
部分引渡し	○無 ・有 ()
1) 保険及び保証	<p>・建設工事保険 () (保証書の写しを提出)</p> <p>・請負業者賠償責任保険 () (保証書の写しを提出)</p> <p>(・管理財物担保特約に加入のこと)</p>
2) 建設共済等	<p>・任意にて加入</p> <p>・下記の制度について加入すること。</p> <p>○法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出)</p> <p>○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上</p> <p>なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>・任意にて加入</p> <p>※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項</p> <p>資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>

章 項 目	特 記 事 項
① ①適用基準等	<p>・建築工事標準詳細図 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成 25 年版)</p> <p>・工事写真の撮り方(平成24年版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) [1.1.4]</p>
② ③ ④	<p>※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4]</p> <p>※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事</p> <p>※風速 (Vo)=34 m毎秒</p> <p>地表面粗度 ※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15)</p> <p>積雪区分 ※30 cm ・40 cm</p>
④電気保安技術者	<p>・適用する。 ○適用しない。 [1.3.3]</p> <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする</p> <p>一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする</p>
⑤条件明示項目	<p>・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 () [1.3.5]</p> <p>・</p> <p>・</p>
⑥発生材の処理	<p>・引渡しを要するもの () [1.3.12]</p> <p>・特別管理産業廃棄物 ※無 ・有 () 処理方法 ()</p> <p>・特定建設資材の搬出</p> <p>再資源化等を行う (再資源化が困難な場合には縮減)</p> <p>・特定建設資材以外の搬出 ・構外搬出適正処理</p> <p>※ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。</p> <p>※建設発生土 (50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p>

※産業廃棄物税	※暴力団等不当介入に関する事項
本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。	<p>1. 契約の解除</p> <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱 (平成20年四日市市告示第28号) 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。</p>

⑦交通安全管理	交通誘導員 ※配置する 名以上 (大型車の出入は必ず) ○配置しない [1.3.9]
⑧建築材料等	<p>※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5]</p> <p>・</p> <p>・</p>
⑨化学物質を発生する建築材料等	<p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。</p> <p>1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>5) 1) 及び 4) の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>規制対象外</p> <p>①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品</p> <p>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</p> <p>③下記表示のあるJ A S規格品</p> <p>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</p> <p>b. 接着剤等不使用</p> <p>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</p> <p>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</p> <p>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>第三種</p> <p>①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品</p> <p>②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品</p> <p>③旧J I SのEo規格品</p> <p>④旧J A SのFco規格品</p> <p>改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>※適用する ・適用しない [1.6.2]</p> <p>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※あと施工アンカー</p> <p>※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工</p>
⑩特別な材料の工法	改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 [1.6.2]
⑪技能士	※適用する ・適用しない [1.6.2]
12 化学物質の濃度測定	<p>施行完了時に室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9]</p> <p>エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。</p> <p>測定は、パンプ型採集機器により行う。</p> <p>着工前測定 ・行う ・行わない</p> <p>測定対象室 ・図示 ・</p> <p>測定箇所数 ・図示 ・</p> <p>採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・</p> <p>報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり</p> <p>1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間</p> <p>5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具</p> <p>8. 化学物質採取方法 9. 分析装置</p>
⑬完成図	<p>○提出する ※提出しない [1.8.1~1.8.3]</p> <p>種類 ※改修標仕 表1.8.1による ・</p> <p>・配置図及び案内図 ・各階平面図</p> <p>・各立面図 ・断面図</p> <p>・仕上表 ・施工図</p> <p>・施工計画書 ・</p> <p>※C A Dデータの提出 ※提出する ・提出しない</p> <p>○保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・</p>
⑭記 録	<p>工事記録については以下による。(A4版)</p> <p>※工事着手前写真 1 部</p> <p>※工程写真 各工程毎 1 部</p> <p>※竣工写真 ※内部、外部 2 部</p> <p>※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。</p> <p>※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。</p>

⑮設備工事との取合い	<p>施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強</p> <p>※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</p> <p>※図示のベンチマーク (B.M) T P +1300mm (現状地盤はB.M mm)</p> <p>かし期間は、別に定めた特約 (責任施工による保証期間など) を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。</p> <p>・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。</p> <p>予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲を含むものとする。</p>																													
⑯設計G L																														
⑰完成引渡し後の点検																														
⑱随時検査																														
⑲施工体制台帳の提出																														
⑳ ①足場その他	<p>内部足場 種別 ※きゃつ、足場板等 ・ [2.2.1]</p> <p>外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1]</p> <p>防護シートによる養生 ・行わない ○行う</p> <p>材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1]</p> <p>既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1]</p> <p>固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)</p>																													
㉑養生その他																														
㉒仮設間仕切り	<p>(a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>仕上材(厚さ mm)</th> <th>充てん材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>※軽量鉄骨</td> <td>・合板(※9.0 ・)</td> <td rowspan="2">厚さ mm</td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・木下地</td> <td>※せっこうボード(※9.5 ・)</td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>単管下地</td> <td>防火シート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設扉</td> <td>※木製扉</td> <td>・合板張り程度</td> <td></td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・鋼製扉</td> <td>・片面フラッシュ程度</td> <td></td> <td>・有り</td> </tr> </tbody> </table>	種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装	・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)	厚さ mm	※無し	・B種	・木下地	※せっこうボード(※9.5 ・)	・片面	・C種	単管下地	防火シート			仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し		・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り
種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装																										
・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)	厚さ mm	※無し																										
・B種	・木下地	※せっこうボード(※9.5 ・)		・片面																										
・C種	単管下地	防火シート																												
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し																										
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り																										
㉓監督職員事務所	<p>・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1]</p> <p>(・規模 m程度 ・仕上げ:床 、壁 、天井 程度)</p>																													
㉔工事用水	構内既存の施設 ※利用できる (・有償 ※無償) ・利用できない																													
㉕工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる (・有償 ※無償) ・利用できない																													

㉖ ①既存下地の補修及び処置	※図示による [3.2.6]								
2 アスファルト防水	<p>既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ○する ・しない</p> <p>[3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~3.3.10]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>新規防水層の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>アスファルトの種類 ※3種 ・ 押入金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)</p> <p>脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所</p> <p>改修用ドレン ※設ける (箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5]</p> <p>屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材</p> <p>材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き)</p> <p>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり)</p> <p>厚さ (mm) ※35</p> <p>屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材</p> <p>材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号</p> <p>※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号</p> <p>厚さ (mm) ※35</p> <p>乾式保護材 製造所の仕様による ・</p> <p>防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック</p> <p>仕上塗装 (P2A, M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1, レンガ) ※種類および使用量は製造所の仕様による</p> <p>施工標識 ※設ける ・設けない</p>	防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別					
防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別							
3 改質アスファルトシート防水	<p>[表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>新規防水層の種別(厚さmm)</th> <th>仕上げ塗料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・</p> <p>脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所</p> <p>露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品</p> <p>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号</p> <p>※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号</p> <p>施工標識 ※設ける ・設けない</p>	防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別(厚さmm)	仕上げ塗料等				
防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別(厚さmm)	仕上げ塗料等						

事業名			
工事名		常磐ポンプ場改修工事	
工事場所		四日市市常磐ポンプ場	
名 称		特記仕様書 (1)	
縮 尺	NOT	設計年月日	平成 年 月
工 種		設計者	(株) N J S
事業主体	四日市市	図面番号	D-1

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

3章 防水改修工事	4 合成高分子系ルーフィングシート防水	[表3.1.1][3.5.2~3][表3.5.1~2]			
		防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類(厚さmm)	仕上げ塗料等
		仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による 絶縁用シート材質 ※発泡ポリエチレンシート 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所 機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2種 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b ・A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号 ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板			
		接着工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる 上記断熱材のほか ・ポリエチレンフォーム保温材 ・A種ポリエチレンフォーム保温材 改修用ドレン ※設ける ()箇所 ※鋼製 ・鉛製 ・設けない 施工標識 ※設ける ・設けない			
	⑤ 塗膜防水	[表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1]			
		防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類	仕上げ塗料等
		P O X	屋上	X-1・X-2	
		仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による 既存塗膜防水層表面の仕上げ塗料の除去(L4X工法) ・除去する 脱気装置(S4S工法及びS3S工法) ・設けない ・設ける 施工標識 ※設ける ・設けない 防水の保証期間は原則、10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。			
	⑥ 保証期間	⑦ シーリング			
		⑧ シーリング			
8 とい	⑨ アルミニウム製笠木				
	⑩ アルミニウム製笠木				
9 アルミニウム製笠木	表面処理 ・A-1種 ※B-1種				

4章 外壁改修工事	1 施工数量調査	調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲 調査内容 ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 調査報告書の部数 ※1部				
	2 改修工法の種類	[4.1.4~5]				
		外壁の種類	種類	改修工法		
		・コンクリート	・ひび割れ部	※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法		
		打放し仕上げ	・欠損部	※充填工法		
		モルタル塗り	・ひび割れ部	※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法		
		仕上げ	・欠損部	・充填工法 ・モルタル塗替工法		
			・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法		
		・タイル張り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法		
			欠損部	・タイル部分張替工法 ・タイル張替工法		
		・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			
		・目地	・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法			
	・塗り仕上げ	・薄付け仕上げ塗材塗り	・可とう形改修用仕上げ塗材塗り			
		・厚付け仕上げ塗材塗り	・各種塗料塗り			
		・複層仕上げ塗材塗り	・マステック塗材塗り			
3 ひび割れ部改修工法	樹脂注入工法 (・モルタル面 ・躯体コンクリート面) [4.1.4][4.3.4]					
	注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入間隔(mm)	注入量(cc/m)	備考	
	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	※200~300	※		
	・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	※50~100	※40		
		0.3以上~0.5未満	※100~200	※70		
	・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上~1.0未満	※150~250	※130		
	注入材料	[4.2.2]				
	※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形) 検査(コア抜き) ※行わない ・行う(抜き部の補修方法:)					
	・Uカットシール材充填工法	[4.1.4][4.2.2][4.3.5]				
	充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材 ・可とう性エポキシ樹脂 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない					

4 欠損部改修工法	・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂					
	※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7] 充填材料 ・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面 ・コンクリート面 ・CB面) ・エポキシ樹脂モルタル() ・モルタル塗替え工法(改修標仕4.2.2(g)による)					
	5 浮き部改修工法					
	[4.1.4][4.4.10~4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]					
	改修工法の種類	アンカーピンの本数(本/m ²)			注入量	
	(モルタルを除去しない場合)	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16	※25			※25ml
	・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※12	※20	※25ml
	・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13	※20	※12	※20	・25ml ※50ml
	・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9	※16			※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	※9	※16	※25ml	
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9	※16	※9	※16	※50ml	
※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする						
アンカーピン [4.2.2] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの 注入口付アンカーピン [4.2.2] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm						
6 既存塗膜等の除去及び下地処理						
既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5]						
	工法	処理範囲		下地面の補修		
	・サンダー工法	※既存仕上げ面全体		・ひび割れ部改修工法		
	・高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体		・浮き部改修工法		
	・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体		・欠損部改修工法		
	・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上げ面全体				
下地調整材 [4.2.2][4.6.3] ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用						
7 仕上げ塗材仕上げ						
種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5]						
	種類	呼び名	仕上げの形状			
	・薄付け仕上げ塗材	・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・ゆず肌状 ・凹凸状			
	・複層仕上げ塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RS	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 上塗材 ・水系アクリル ・水系アクリルシリコン 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ・行う			
	・可とう形改修用仕上げ塗材	・可とう形改修塗材E	菊水化学工業(株) 下塗り材「ワトワ(ワ)」+上塗り材「ビートワ(ワ)」 エスケー化研(株) 下塗り材「水性ワトワ」+上塗り材「水性ワトワ」 スズカファイン(株) 下塗り材「ワトワ」+上塗り材「水性ワトワ」 上記同等品とする ※塗工法はローラー塗りとする ※塗工法及び塗布量はメーカー仕様による ※下塗り材の塗布量は薄塗塗料を適用する			
備考						
8 設計数量						
	外壁部位	種類	工法	数量		
	・コンクリート打放し面	・ひび割れ	※Uカットシール材充填工法		m	
		・欠損部	※エポキシ樹脂モルタル充填工法		箇所	
	・モルタル塗り仕上げ面	・ひび割れ	※Uカットシール材充填工法 ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		m	
		・欠損部	※充填工法		m	
		・浮き部	※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法		m	
※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。						

5章 建具改修工事	1 改修工法	・かぶせ工法 ・撤去工法(・引き抜き工法 ・はつり工法) [5.1.3]					
	2 見本の製作等	・建具見本の製作 ・特殊な建具の仮組 [5.1.5]					
	3 アルミニウム製建具	外部に面する建具(フロントサッシは除く) [5.2.2][表5.2.1]					
		種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
		・A種	S-4	※A-3	※W-4	※70	※図示
		・B種	S-5			・100	
		・C種	S-6	A-4	W-5	・100	
		表面処理 ※B-1種 ・B-2種(※ﾌﾞﾛｯｸ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝﾈｽ) [5.2.4][表5.2.2]					
		内部建具 [5.2.4][表5.2.2]					
		表面処理 ※C-1又はB-1種 ・C-2又はB-2種(※ﾌﾞﾛｯｸ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝﾈｽ)					
4 網戸	防虫網 [5.2.3] 網の種類 ・ステンレス(SUS316)製 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 形式 ※可動式 ・固定式						
5 樹脂製建具	外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による) [5.3.2][表5.3.1]						
	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所	
	・A種	S-4	A-4	W-4	※70	※図示	
	・B種	S-5		W-5	・100		
	・C種	S-6					
	・防音ドアセット及び防音サッシの適用 種別 ・T-A種 ・T-B種 [5.3.2][表5.3.2]						
	・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用 種別 ・H-A種 ・H-B種 [5.3.2][表5.3.3]						
6 鋼製建具	簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない [5.4.1]						
7 鋼製軽量建具	品質規格 ※改修標仕5.5.1による ・製造所標準仕様による [5.5.2][5.5.4] 簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない						
8 ステンレス製建具	表面仕上げ ※H L仕上げ ・鏡面仕上げ [5.6.2][5.6.4] 曲げ加工 ※普通まげ ・角出しまげ 簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない						
9 建具用金物	マスターキー ・製作する ・製作しない [5.7.4] モノロック ゴール() 美和ロック() シリンドー箱錠 ゴール() 美和ロック() シリンドー本締り錠 ゴール() 美和ロック() ドアクローザー ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ) 日本ドアチェック製造、美和ロック、リヨービ フロアヒンジ 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リヨービ ヒンジクローザー 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リヨービ、デンセイオートテック 押板、取手 樹建工業、ユニオン						
10 自動ドア開閉装置	開閉方法 ※スライディングドア ・スイングドア [5.8.2][5.8.3][表5.8.1~5.8.3] センサーの種類 ・マットスイッチ ・光線スイッチ ・熱線スイッチ						
11 自閉式上吊り引戸装置	品質規格 ※改修標仕5.9.3による [5.9.3][表5.9.1] ・製造所標準仕様による						
12 重量シャッター	種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター [5.10.2][表5.10.1] ・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター 開閉機能 ・上部電動式(手動併用) ・上部手動式 [5.10.2] スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板 [5.10.3] 形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4] シャッターケース(防火・防煙以外のもの) ・設ける ・設けない 危害防止機構 ・障害物感知装置(自動閉鎖型) ・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの						
13 軽量シャッター	耐風圧性能 () N/m ² (一般重量・外壁用防火のもの) 開閉形式 ※手動式 ・上部電動式(手動併用) [5.11.2][表5.11.1] スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・ [5.11.3] 形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4] 耐風圧性能 () N/m ²						
14 その他のシャッター	・オーバーヘッドドア ・リンググリルシャッター						
事業名		常盤ポンプ場改修工事					
工事場所		四日市市常盤ポンプ場					
名称		特記仕様書(2)					
縮尺	NOT	設計年月日	平成 年 月				
工種		設計者	(株)NJS				
事業主体	四日市市	図面番号	D-2				

6章 内装改修工事	31 ブラインド	・既存再使用する（養生方法） [2.3.1][5.1.6] ・新設する（標20.2.12）													
		<table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>種類</th> <th>スラットの材種・幅(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>※横型</td> <td>※ギヤ式・コード式 ・操作棒式</td> <td>※アルミニウム合金 ※25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・縦型</td> <td>・1本操作コード ・2本操作コード</td> <td>・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100</td> <td></td> </tr> </table>	形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所	※横型	※ギヤ式・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25		・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100		
	形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所											
	※横型	※ギヤ式・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25												
・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100													
32 カーテン	・既存再使用する（養生方法） [2.3.1][5.1.6] ・新設する（標20.2.14）														
	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>名称・品質</th> <th>ひだの種類</th> <th>形式</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・箱ひだ等 ・片ひだ</td> <td>・片引き ・引分け</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・箱ひだ等 ・片ひだ</td> <td>・片引き ・引分け</td> </tr> </table> <p>防災加工 消防庁認定の㊦とする カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型 カーテンきれ地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・一幅未満は使用しない 暗幕用カーテンの召合せの重なりは、300mm以上とする</p>	施工箇所	名称・品質	ひだの種類	形式			・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引き ・引分け			・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引き ・引分け		
施工箇所	名称・品質	ひだの種類	形式												
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引き ・引分け												
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引き ・引分け												
33 点検口	天井点検口 ※アルミニウム製（※額縁タイプ ・目地タイプ） 床点検口 ※アルミニウム製 ・受け枠（ ）														
34 流し台ユニット	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>適用内容</th> <th>規格・品質等</th> </tr> <tr> <td>流し台</td> <td>※1200 ・1500 ・</td> <td>トラップ付</td> <td rowspan="3">※優良住宅部品</td> </tr> <tr> <td>コンロ台</td> <td>※600 ・700 ・</td> <td>バックガード付</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	寸法	適用内容	規格・品質等	流し台	※1200 ・1500 ・	トラップ付	※優良住宅部品	コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付			
種類	寸法	適用内容	規格・品質等												
流し台	※1200 ・1500 ・	トラップ付	※優良住宅部品												
コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付													

8章 耐震改修工事	8 つや有合成樹脂エマルジョン ペイント塗り（EP-G）	<p>・ JISK5659（3級） ポリウレタン系樹脂塗料</p> <p>・コンクリート面、押出成型セメント板面 工法は、表7.8.3 種別は（・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2 ・C-1種 ・C-2種） （7.8.4）（表7.8.3）</p> <p>上塗種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂（1級） ・ JISK5658 主要原料 シリコン樹脂（2級） ・ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂（3級） 														
	9 合成樹脂エマルジョン ペイント塗り（EP）	<p>[7.9.2～7.9.5][表7.9.1～表7.9.4]</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の種類</th> <th>塗り工法</th> </tr> <tr> <td>コンクリート、モルタル、プラスチック、その他ボード面</td> <td>新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）</td> </tr> <tr> <td>木部</td> <td>新規（※A種 ・ ） 塗替え（※B種 ・ ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）</td> </tr> </table> <p>塗替えの場合のシーラー ※改修標仕 7.9.2による ・行わない</p> <p>塗り工法の種別 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.1]</p>	下地の種類	塗り工法	コンクリート、モルタル、プラスチック、その他ボード面	新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）	木部	新規（※A種 ・ ） 塗替え（※B種 ・ ）	鉄鋼面	新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）	亜鉛めっき鋼面	新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）				
	下地の種類	塗り工法														
	コンクリート、モルタル、プラスチック、その他ボード面	新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）														
木部	新規（※A種 ・ ） 塗替え（※B種 ・ ）															
鉄鋼面	新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）															
亜鉛めっき鋼面	新規（・A種 ・B種） 塗替え（※B種 ・ ）															
10 合成樹脂エマルジョン 模様塗料塗り（EP-T）	<p>新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 [7.11.2][表7.11.1]</p> <p>塗替えの場合</p> <table border="1"> <tr> <th>既存塗膜</th> <th>下地調整</th> <th>種別</th> </tr> <tr> <td>合成樹脂エマルジョン模様塗料</td> <td>※RB種 ※A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・RC種 ※C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平滑な塗料塗り</td> <td>※RB種 ・A種 ・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・RC種 ・C-1種 ・C-2種</td> <td></td> </tr> </table>	既存塗膜	下地調整	種別	合成樹脂エマルジョン模様塗料	※RB種 ※A種			・RC種 ※C種		平滑な塗料塗り	※RB種 ・A種 ・B種			・RC種 ・C-1種 ・C-2種	
既存塗膜	下地調整	種別														
合成樹脂エマルジョン模様塗料	※RB種 ※A種															
	・RC種 ※C種															
平滑な塗料塗り	※RB種 ・A種 ・B種															
	・RC種 ・C-1種 ・C-2種															
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り（UC）	<p>塗り工法の種別 ・A種 ※B種 [7.12.2][表7.12.1]</p> <p>塗料の種別 ※1液形 ・2液形</p>															
12 木材保護塗料塗り（WP）	<p>工法 ・A種 ※B種 [7.15.2][表7.15.1]</p>															

8章 耐震改修工事	1 鉄筋の種類	[8.2.1][表8.2.1]																	
		<table border="1"> <tr> <th>種類の記号</th> <th>径</th> </tr> <tr> <td>・ S D295A</td> <td>※ D16以下</td> </tr> <tr> <td>・ S D345</td> <td>※ D19以上</td> </tr> </table>	種類の記号	径	・ S D295A	※ D16以下	・ S D345	※ D19以上											
	種類の記号	径																	
	・ S D295A	※ D16以下																	
	・ S D345	※ D19以上																	
	2 溶接金網	<p>網目の形状（※150x150 ・100x100 ・50x50） [8.2.2]</p> <p>鉄線の径（mm）（※6.0 ・3.2）</p>																	
	3 鉄筋の材料試験	※JIS規格品については径の異なるごとに1t未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。 [8.2.3]																	
	4 継手及び定着	<p>鉄筋の継手方法 [8.3.4][表8.3.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・径D19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手 ・重ね継手 <p>継手位置 ※標仕各部配筋参考図による ・図示 [8.3.3]</p> <p>定着長さ ※改標仕[表8.3.4]による ・図示 [8.3.4][表8.3.4]</p>																	
5 帯筋組立の形	※各部配筋参考図図1.1による ・図示 [8.3.4]																		
6 壁の配筋及び補強	※標仕各部配筋参考図4節による ・図示 [8.3.7]																		
7 ガス圧接	<p>圧接部の確認試験 [8.3.8]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※超音波探傷試験 ・引張試験 																		
8 コンクリートの種類及び強度	<p>コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート [8.1.3]</p> <p>普通コンクリートの類別 ※I類 ・II類 [8.1.3][表8.1.1]</p> <p>普通コンクリートの設計基準強度 [8.1.4]</p> <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度F_o</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>※21 (N/mm²)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>軽量コンクリートの設計基準強度 [8.1.3～4][8.9.1][表8.9.1]</p> <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度F_o</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m³)</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>※21 (N/mm²)</td> <td>※1.9程度</td> <td>※1種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設計基準強度F _o	施工箇所	※21 (N/mm ²)				設計基準強度F _o	気乾単位容積質量 (t/m ³)	種別	施工箇所	※21 (N/mm ²)	※1.9程度	※1種					
設計基準強度F _o	施工箇所																		
※21 (N/mm ²)																			
設計基準強度F _o	気乾単位容積質量 (t/m ³)	種別	施工箇所																
※21 (N/mm ²)	※1.9程度	※1種																	

9章 構造改修工事	9 コンクリートの材料	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 [8.2.5][表8.2.3] ・高炉セメントB種 適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ） ・アルカリシリカ反応による区分 ※A ・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない																				
	10 モルタル及びグラウト材	<p>グラウト材 ※無収縮グラウト材（圧縮強度 45N/mm²以上） [8.2.6][8.2.10][8.5.10]</p> <p>太平洋プレユーロックス（太平洋マテリアル） マスターフロー540グラウト（BASFボゾリス） ノンシュリンクライトグラウト（ABC商会） デンカ プレタスコン TYPE-1（電気化学工業） 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの</p> <p>柱底等の均しモルタル ※無収縮モルタル ・モルタル 太平洋プレユーロックス（太平洋マテリアル） マスターフロー870グラウト（BASFボゾリス） ノンシュリンクライトグラウト（ABC商会） デンカ プレタスコン TYPE-1（電気化学工業） 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの</p>																				
	11 無筋コンクリート	[8.11.1～8.11.3]																				
		<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>設計基準強度F_o (N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>※普通コンクリート</td> <td></td> <td>※15又は18※25</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	設計基準強度F _o (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所	※普通コンクリート		※15又は18※25												
	種類	設計基準強度F _o (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所																	
	※普通コンクリート		※15又は18※25																			
	12 調査管理強度	<p>構造体強度補正值（S） [8.5.5][表8.5.1]</p> <p>（普通ポルトランドセメント）</p> <table border="1"> <tr> <th>打設期間</th> <th>補正值(N/mm²)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>3/1～7/9 9/9～11/23</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11/24～2/28</td> <td>6.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7/10～9/8</td> <td>6.0</td> <td>暑中コンクリート</td> </tr> </table>	打設期間	補正值(N/mm ²)	備考	3/1～7/9 9/9～11/23	3.0		11/24～2/28	6.0		7/10～9/8	6.0	暑中コンクリート								
	打設期間	補正值(N/mm ²)	備考																			
	3/1～7/9 9/9～11/23	3.0																				
	11/24～2/28	6.0																				
	7/10～9/8	6.0	暑中コンクリート																			
	13 コンクリートの試験	<p>※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。 [8.8.2][8.8.3]</p> <p>20m³以下の場合の試験については、監督職員の指示による。</p> <p>20～50m³の場合は任意の一車より試料を採取し、各3個供試体を作成する。</p> <p>50m³以上は 改修標仕8.8.3による。</p>																				
14 型枠	<p>打ち放し仕上げの種別 [8.1.4]</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示 [8.7.8]</p>	種別	施工箇所	・A種		※B種		・C種														
種別	施工箇所																					
・A種																						
※B種																						
・C種																						
15 鉄骨製作工場	<p>・監督職員の承諾する工場</p> <p>・（社）全国鉄構工業協会、（株）日本鉄骨評価センター認定工場（下記認定グレード以上） （・S ・H ・M ・R ・J）</p>																					
16 鉄骨工作区	※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、[8.1.6]																					
17 溶接管理技術者	<p>国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による</p> <p>・適用する ・適用しない [8.15.2]</p>																					
18 鋼材	<p>鋼材の材質、規格は下表による。 [8.2.8]</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>品名又は使用箇所</th> <th>規格</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> </table>	材質	品名又は使用箇所	規格			※JISの規格品			※JISの規格品			※JISの規格品			※JISの規格品			※JISの規格品			※JISの規格品
材質	品名又は使用箇所	規格																				
		※JISの規格品																				
		※JISの規格品																				
		※JISの規格品																				
		※JISの規格品																				
		※JISの規格品																				
		※JISの規格品																				
19 高力ボルト	<p>※トルン形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト [8.2.9]</p> <p>径（ ）</p> <p>すべり係数試験 ・実施する ※実施しない [8.14.2]</p> <p>試験方法（ ）、試験片の摩擦面の状態（ ）</p>																					
	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>常磐ポンプ場改修工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>四日市市常磐ポンプ場</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>特記仕様書（4）</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>NOT</td> </tr> <tr> <td>設計年月日</td> <td>平成 年 月</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>設計者（株）NJS</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>四日市市 図面番号 D-4</td> </tr> </table>	事業名		工事名	常磐ポンプ場改修工事	工事場所	四日市市常磐ポンプ場	名称	特記仕様書（4）	縮尺	NOT	設計年月日	平成 年 月	工種	設計者（株）NJS	事業主体	四日市市 図面番号 D-4					
事業名																						
工事名	常磐ポンプ場改修工事																					
工事場所	四日市市常磐ポンプ場																					
名称	特記仕様書（4）																					
縮尺	NOT																					
設計年月日	平成 年 月																					
工種	設計者（株）NJS																					
事業主体	四日市市 図面番号 D-4																					

8 章 耐 震 改 修 工 事	20 鋼材の材料試験	※JIS規格品については種類の異なるごとに1 t未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。	[8. 2. 13]
	21 スカラップ等	スカラップ ※改良型スカラップ	[8. 15. 7]
	22 溶接部の試験	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う(9mm以上) ・行わない 試験箇所数 耐震ブレース ※改修標仕8. 14. 11(b)による ・ その他 ※標仕7. 6. 11(b)による ・	[8. 15. 11]
	23 錆止め塗料	・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種類は、下記とする。 ・ JIS K 5625 ・ JIS K 5674 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う ※行わない	[8. 17. 3]
	24 耐火被覆材	[8. 18. 2~8. 18. 7] 種 別 所要性能及び適用構造部位 ・耐火材 ・乾式吹付けロックウール 吹付け ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・耐火板張り ・ラス張りモルタル塗り	
25 既存コンクリート面の目荒し	適用範囲 [8. 21. 3][8. 22. 3] ※既存コンクリートとの打継ぎ面 ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材充填部の接合面 ・ 目荒らしの範囲 ※柱、梁面 打継ぎ面又は接合面全体の3/4以上 ※壁面 打継ぎ面又は接合面全体の1/3程度 ・ 目荒らしの程度 ※平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹部を施す		
26 あと施工アンカーの材料	・金属拡張アンカー ※接着系アンカー 接着剤の材質及びカプセルの種類 (ガラス管タイプ) 日本デコラックス(株) ケミカルアンカーR、RSタイプ 旭化成ジオテック(株) ARケミカルセンターSUPER LL AP 日本ヒルティ(株) HVU-G/EA もしくは同等品以上 接合筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼(D16以上SD345) ・全ねじボルト	[8. 2. 4]	
27 あと施工アンカーの施工	施工管理技術者 ※置く ・置かない	[8. 12. 1]	
28 あと施工アンカーの穿孔	穿孔前の埋込み配管等の探査 範囲 ・あと施工アンカー施工部分全て ・図示 方法 ・探査機により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。 ・はつり出しによる 穿孔方法 ・低騒音、低振動工法とする(工法については、監督員の承諾を得ること)	[8. 12. 2]	
29 あと施工アンカーの確認試験	施工確認試験 [8. 12. 5] ※全数打音試験を行う。 ・引張試験は増設壁又は鉄骨ブレース1箇所あたり1本とし、引張荷重は設計強度の2/3以上とする。場所については監督職員の指示による。		
30 既存構造体との取り合い	グラウト材の品質管理 [8. 21. 9][8. 22. 7] ※圧縮強度試験を行う(3日、28日、封かん養生) ※コンシステンシー試験を行う。		

3 アスベストの含有調査	分析による確認 ・行う(下表による) ・行わない	材 料 名 調査方法 1材料あたりの試料数	
	ビニル床タイル	※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・)	
		※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・)	
		※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・)	
		※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・)	
	吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う		
	アスベスト粉じん濃度測定 ※行う		
	表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 [9. 1. 3]		
測定時期	測定名称 測定場 所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考
処理作業前	測定1 処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定2 施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気
処理作業中	測定3 処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定4 セキュリティーゾーンの入口	1点	空気の流れを確認
処理作業中	測定5 負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2
	測定6 施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7 処理作業室内	各2点又は3点	(注)1
	測定8 施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気
	(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。		
	(注)2. 集じん・排気装置の性能確認		
表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法			
	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l
5 アスベスト含有吹付け材の処分	・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う ・粉じん飛散抑制剤については「建設技術審査証明書」の取得に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。		
6 アスベスト含有保温材等の除去	作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去保温材()	[9. 1. 4]	
7 アスベスト含有成形板の除去	作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 除去成形板()	[9. 1. 5]	
8 特記事項	※本工事に配置管理させる者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)		

(秘密の保持)
第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。(適正な管理)
第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実際に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。(収集の制限)
第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。(再提供の禁止)
第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。(複写、複製の禁止)
第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という)を複写し、又は複製してはならない。(持ち出しの禁止)
第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。(資料等の返還)
第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。(研修・教育の実施)
第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。(罰則等の周知)
第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。(苦情の処理)
第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。(事故発生時における報告)
第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。(契約解除及び損害賠償)
第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

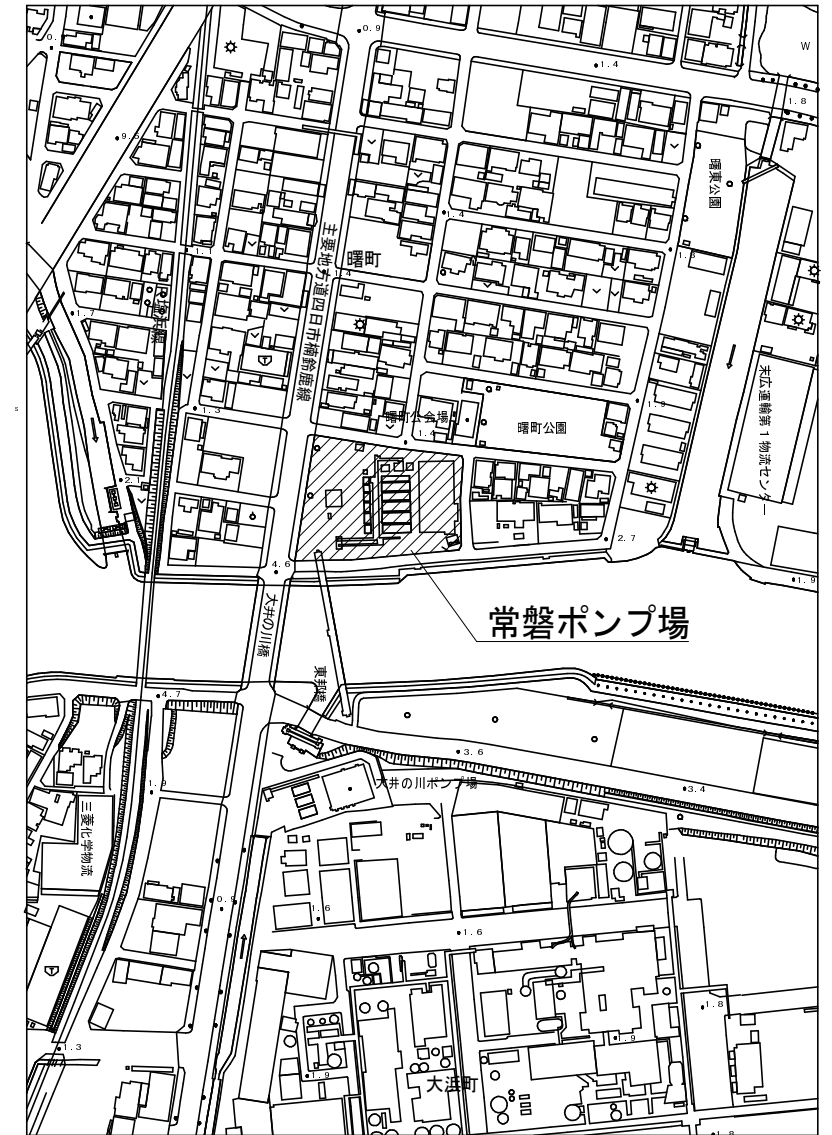
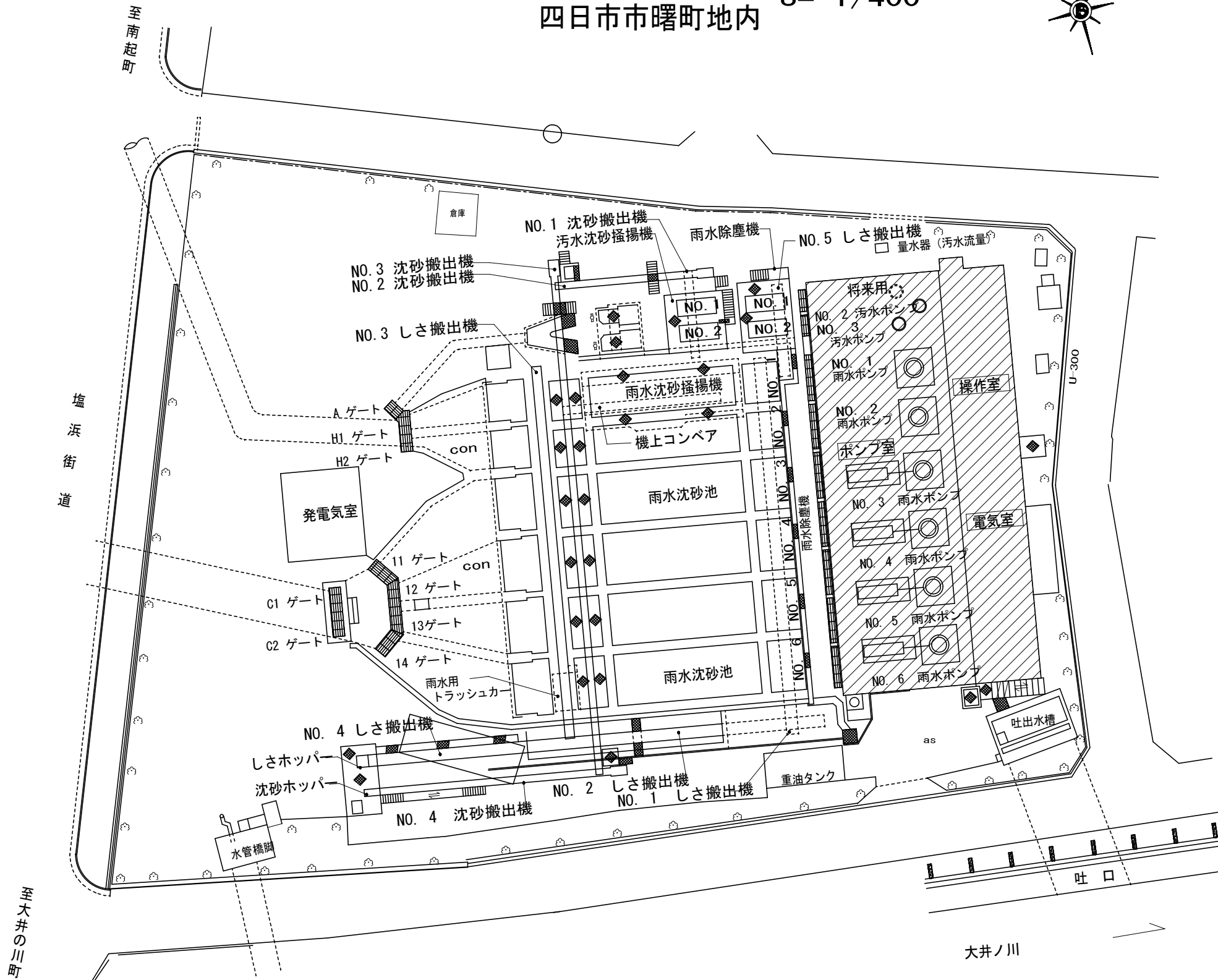
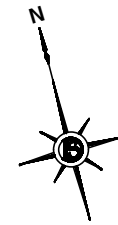
9 章 環 境 配 慮 改 修 工 事	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針(建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。	
	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示	[9. 1. 1]

個人 情 報 取 扱 注 意 事 項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう)を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。
	(基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

事業名	
工事名	常盤ポンプ場改修工事
工事場所	四日市市常盤ポンプ場
名称	特記仕様書(5)
縮尺	NOT 設計年月日 平成 年 月
工種	設計者 (株)NJS
事業主体	四日市市 図面番号 D-5

常磐ポンプ場一般平面図

四日市市曙町地内 S= 1/400



位置図

: 今回工事範囲

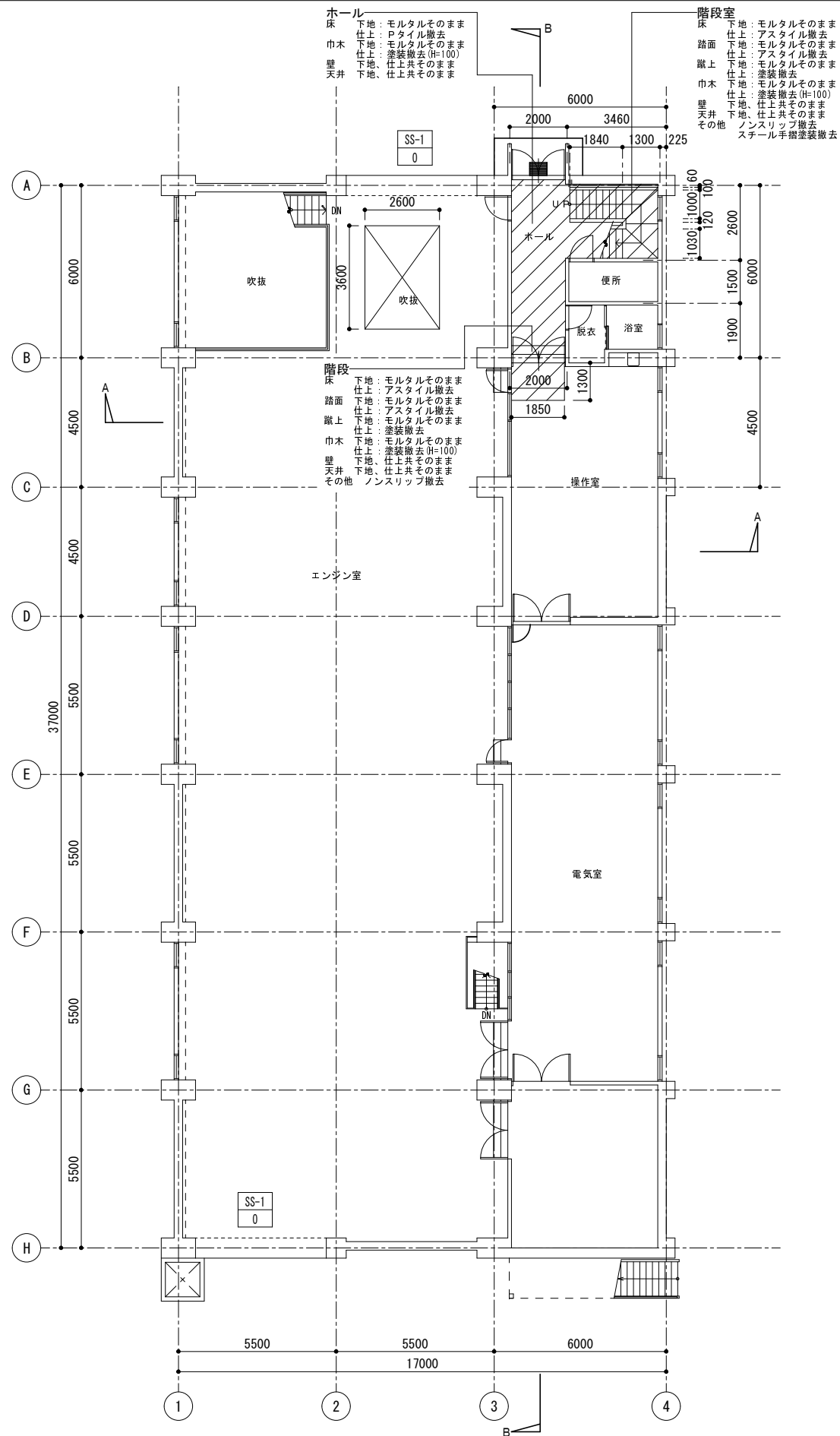
事業名			
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市曙町地内		
名称	一般平面図・位置図		
縮尺	1/400 (A1)	設計年月日	平成 年 月 日
工種	設計者		
事業主体	四日市市	図面番号	D-6

仕上表	共通事項		略号		外部付属物及び詳細番号								内部付属物及び詳細番号					
1. 外部仕上表及び内、外部付属物の適用分類、詳細番号は、○印のついたものを適用する。 2. 仕上表に記載の詳細番号のうち、(例) 1-02-3は建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官庁官庁官制部監修)をす。 3. 特記以外の木、鉄部の塗装はSOPとする。但し、和室回りは除く。 4. 付属物のうち、室名札、床点検口、掲示板、案内板、ピクトグラフ、階段表示板等は、平面図による。 5. 付属物のうち、カーテンボックス、ブラインドボックス、ブラインド、天井点検口等は天井伏図による。 6. 改修後のP F板、木毛板等打込み箇所は、別図による。 7. 改修後の内壁の見え掛りとなるP F板打込み部分は、G B厚1.2、5直張り(縦目旭理工法)とし、塗装は、その部屋の壁面と同様とする。 8. 改修後の壁のボード張りは水平方向に継手は設けない。 9. 改修後の天井上ボード張りのうち、G B(M T)及びD R(下地G B共)は突付け張りとし、天井回り縁は、アルミ製、天井付き目地とする。 10. 改修後の直接地業工事に接する内部床のコンクリート下地には、防湿層としてポリエチレンフィルム厚0.15の敷込みを行う。ただし、床仕上げがビニル床タイル、ビニル床シート及び合成樹脂塗床、床用塗料の場合とする。 11. 改修後の打放し仕上げの出隅部分は、面取りを行う。	C C B W S G B-R G B-D G B-N C G B-W G B-S G B-F ケイカル板 D R D R(凹凸) D R(軒天) D R(軒天凹凸) P F板 木毛板 T B 外装薄塗材(E) 内装薄塗材(S i) 内装薄塗材(E) 複層塗材(S i) C(B) C(C) M	コンクリート下地 コンクリートブロック下地 木造下地 軽鉄骨下地 せっこうボード 化粧せっこうボード 不燃積層せっこうボード(化粧有り:トラバーチン模様) 木目化粧せっこうボード シージングせっこうボード 強化せっこうボード けい酸カルシウム板(タイプ2) ロックウール化粧吸音板 トラバーチン模様 ロックウール化粧吸音板 凹凸模様 ロックウール化粧吸音板 軒天井用:トラバーチン模様 ロックウール化粧吸音板 軒天井用:凹凸模様 押出法ポリスチレンフォーム保温材 木質系セメント板 テラゾーブロック 外装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材 内装薄塗材(S i) 内装けい酸系薄付け仕上塗材 内装薄塗材(E) 内装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材 けい酸系複層仕上塗材 コンクリート下地(打放シB) コンクリート下地(打放シC) モルタル	軽量吹付 複層塗材(C E) 複層塗材(E) 複層塗材(R E) 複層塗材(R S) C L F E A E 2-U E 2-A S E 2-F U E E P-G E P-G(水系) E P E P-M E P-T U C O S S O P G P A C S P D P V E	軽量骨材仕上塗材 ポリマーセメント系複層仕上塗材 合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材 反応硬化形合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材 合成樹脂溶液系複層仕上塗材 クリヤラッカー塗り フタル酸樹脂エナメル塗り アクリル樹脂エナメル塗り 2液形ポリウレタンエナメル塗り アクリルシリコン樹脂エナメル塗り 常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 合成樹脂エマルジョンペイント塗り 多彩模様塗料塗り 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り ウレタン樹脂ワニス塗り オイルステイン塗り 合成樹脂調合ペイント塗り グラファイトペイント塗り アクリル樹脂ワニス塗り(アクリル樹脂クリヤ塗り) 合成樹脂エマルジョン砂壁吹付(内装用) 耐候性塗料塗り 塩化ビニール樹脂エナメル塗り	・屋上点検口 5-21-1 ・屋上管類貫通部 5-22-1 ・クーリングタワー基礎 5-22-2 5-22-3 ・テレビアンテナ基礎 ・屋上換気塔 5-21-2 図示 ・煙突 図示 7-21-1 ・タラップ 8-32-2 ・と い 5-31.32.33 φ() ・ルーフトレイン 5-32-1 図示 φ() ・トップライト 5-33-1 ・E X P, J 金物 図示 ・空木様用避雷導体 図示 ・手すり アルミ ・脱着式 図示 ・ステンレス(図示) ・スチール(図示)	・旗竿 図示 ・くつきマット 8-21-3 ・消音機RC基礎 図示 ・くつ洗い流し 8-23-1 ・グレーチング流し 8-23-2 ・電気用ハンドホール蓋 図示 ・文字板 図示 ・庁名板 図示 ・郵便受 図示 ・目地 2-01-8	・流し台 ・フッド ・コンロ台 ・流し上部水切り ・つり戸だな ・水切りだな ・脱衣箱 ・床点検口 ・天井点検口 ・既製品 ・便所へだて ・肢体不自由者便所 ・便所手摺 ・トラフ ・くつきマット ・タラップ	・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・既製品 ・既製品 6-22-1,3 ・6-23-1.2.3.4 ・6-24-1.2.3.4 ・1-21-1 ・8-21-1 ・図示 8-31-1 ・U型 ・釣針型 図示 ・6-31-1 6-32-1	・カーテンボックス 銅製 3-31-1,2 ・ブラインドボックス アルミ製 3-31-3 ・屋内掲示板 既製品 ・手すり アルミ ・スチール ・階段手すり アルミ ・既製品 ・断熱材打込み 7-01-1 7-01-2 ・6-44-1 ・ホイストレール 図示 ・クレーンガーター 図示 ・出入口 図示 ・マンホール蓋 図示 ・室名札 8-41-1 ・ピクトグラフ 8-42-1 ・庁舎案内板、各階案内板 8-43-1.2,3 ・下足箱 図示									

外部仕上表																																				
床				腰				外壁				屋上				PH屋上				バルコニー床				庇上端				庇はな				庇軒天				備考
下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容					
改修前																																				
改修後																																				

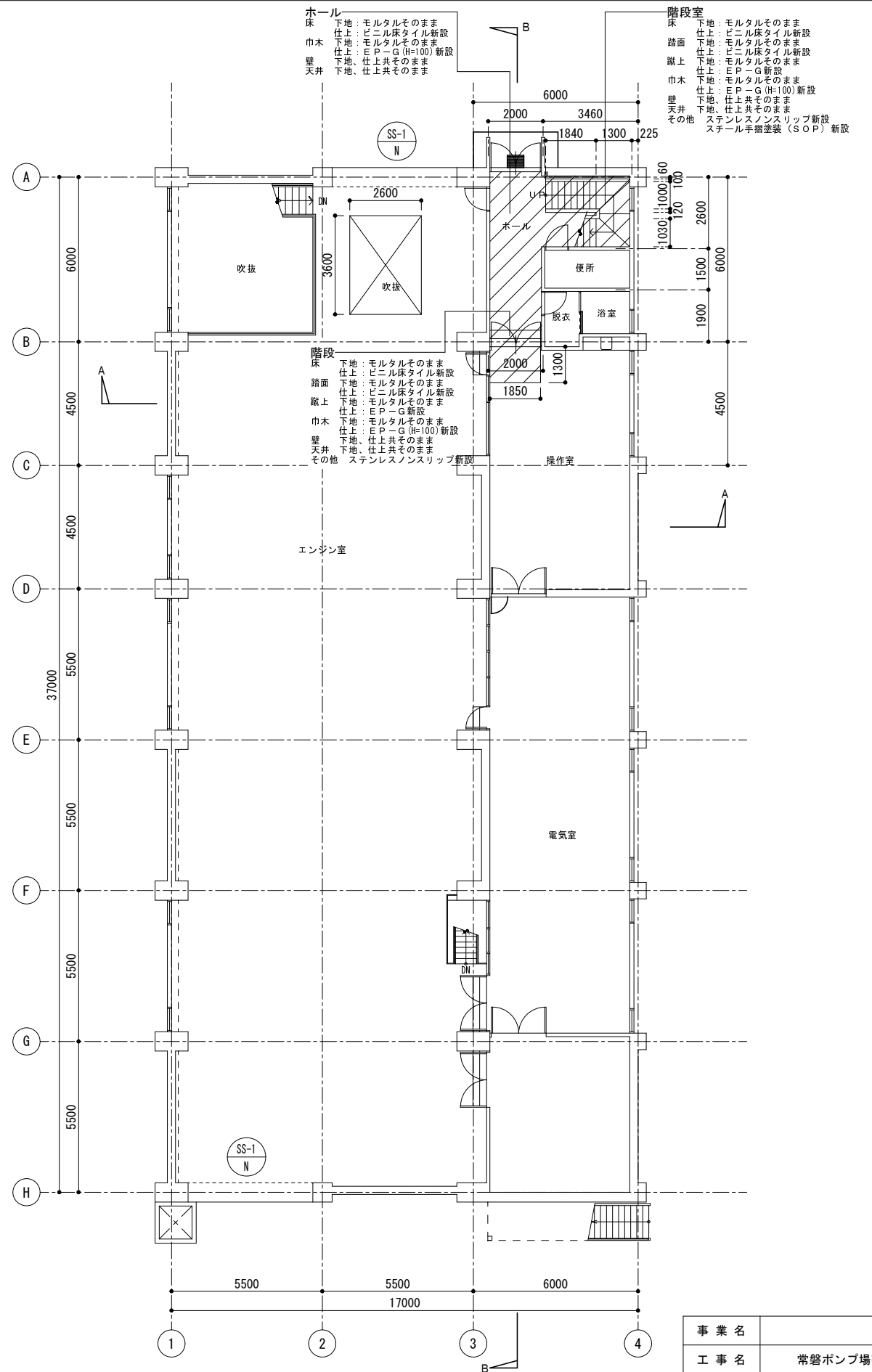
内部仕上表																																		
階	室名	床				幅木				腰壁				壁				天井						備考										
		下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	高さ	詳細番号	改修内容	下地	仕上	高さ	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	柱型仕上	詳細番号	改修内容	下地		仕上	高さ	詳細番号	改修内容	梁型仕上	詳細番号	改修内容			
1階	ホール	改修前	M	Pタイル		A	M	塗装	100		A				M	塗装				F	壁に敢う				F	S	ダイケンボード		F				Pタイルはアスベスト含有建材と見なし、レベル3の撤去工法とする。	
		改修後	M	ビニル床タイル		a	M	E P-G	100		a				M	塗装				f	壁に敢う				f	S	ダイケンボード		f					
2階	ホール・廊下	改修前	M	Pタイル		A	M	塗装	100		A				M	塗装				F	壁に敢う				F	S	ダイケンボード		F				Pタイルはアスベスト含有建材と見なし、レベル3の撤去工法とする。	
		改修後	M	ビニル床タイル		a	M	ビニル巾木	100		a				M	塗装				f	壁に敢う				f	S	ダイケンボード		f					
	改修前																																	ミニキッチン撤去 ミニキッチン撤去後床、巾木、壁(塗装)を改修 吊戸棚(アルミ棚)撤去 上記に伴う給排水配管の撤去配管処理は (AM) とする
	改修後																																	
共通	階段室	改修前	M	踊場:アスタイル 踏面:アスタイル 蹴上:塗装		A	M	塗装	100		A				M	塗装				F	壁に敢う				F	S	ダイケンボード		F				真鍮製ノンスリップ撤去 ステンレスノンスリップ(W=35 ゴム入り)新設 鋼製手摺塗装改修:ケレンの上下地調整の上SOP塗り新設 アスタイルはアスベスト含有建材と見なし、レベル3の撤去工法とする。	
		改修後	M	踊場:ビニル床タイル 踏面:ビニル床タイル 蹴上:E P-G		a	M	E P-G	100		a				M	塗装				f	壁に敢う				f	S	ダイケンボード		f					
	改修前																																	
	改修後																																	

特記なき限り														事業名		工事名		工事場所		名称				縮尺				NOT				設計年月日				平成 年月				工種				設計者				(株)NJS				事業主体				四日市市 図面番号				D-7			
改修後の 仕上材料の 厚さ	材料名			種別		壁(m/m)		天井(m/m)		備考		材料名		種別		壁(m/m)		天井(m/m)		備考		<>(C):土木工事		改修前				改修後																																			
	G B-R			仕上		1.2.5		1.2.5		NM-8619		D R				1.2		NM-8599		けい酸カルシウム板(タイプ2)		1.2		1.0		NM-8578		<>(AM):建築機械設備工事		A:仕上撤去		a:仕上新設																															
				下地		1.2.5		9.5						NM-8613		押出法ポリスチレンフォーム保温材		2.5				2.5		<>(AE):建築電気設備工事		B:図示の仕上撤去		b:図示の仕上新設																																			
	G B-N C																					<>(PM):プラント機械設備工事		C:下地共撤去		c:下地共新設																																					
G B-W					1.2.5		不燃(個別認定)		壁		紙										<>(PE):プラント電気設備工事		D:図示の下地共撤去		d:図示の下地共新設		E:下地の調整		e:塗装の塗り替え		F:既存のまま		f:既存のまま																														



改修前 1階平面図 S=1:100

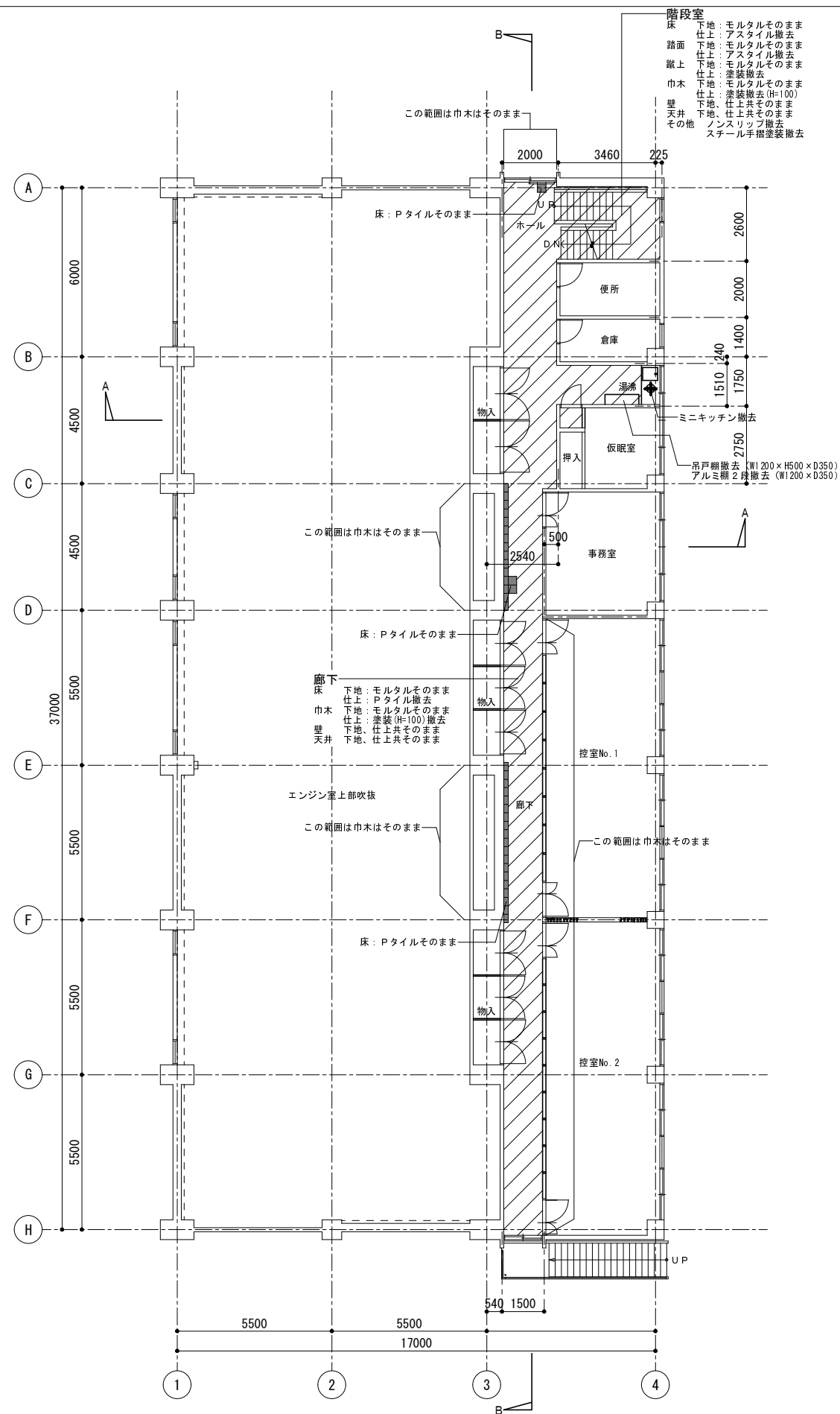
凡例
 改修範囲を示す
 撤去建具 → ○-○ ← 建具番号
 ○ ← O : 改修前



改修後 1階平面図 S=1:100

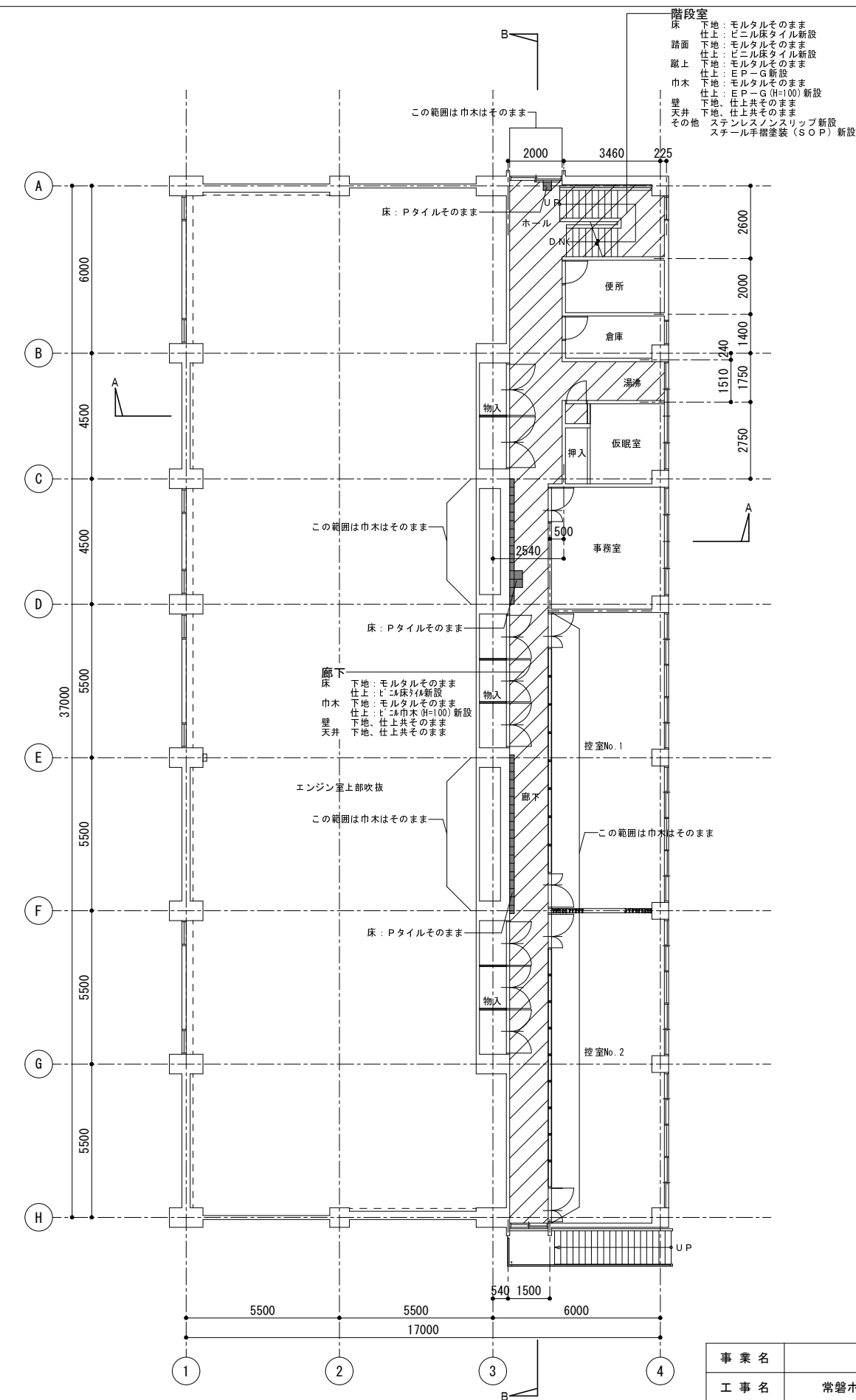
凡例
 改修範囲を示す 新設建具 → ○-○ ← 建具番号
 ○ → N : 改修後

事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修前後1階平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-8



改修前2階平面図 S=1:100

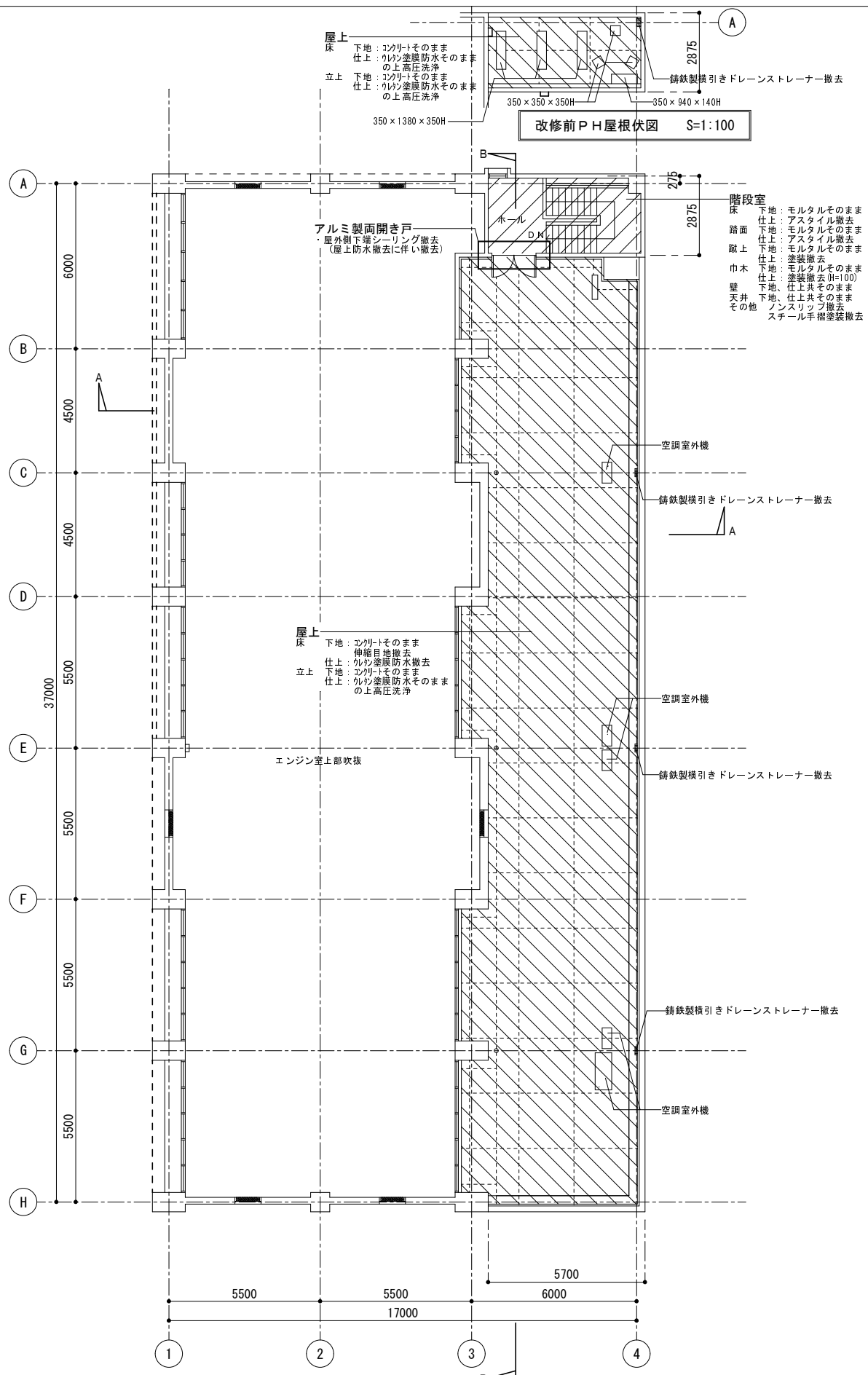
- 凡例
- 改修範囲を示す
 - 既設改修済範囲を示す



改修後2階平面図 S=1:100

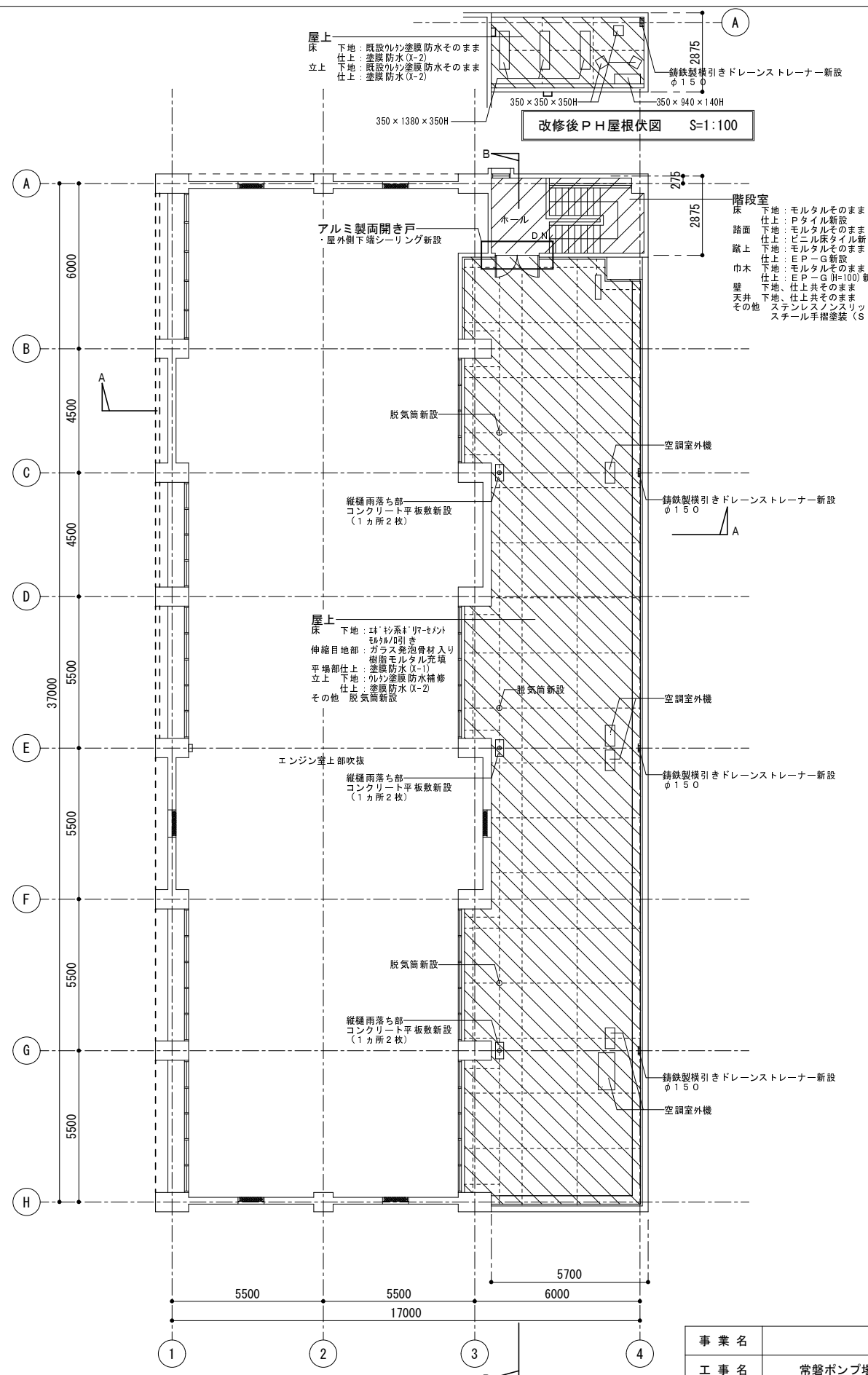
- 凡例
- 改修範囲を示す
 - 既設改修済範囲を示す

事業名	
工事名	常磐ポンプ場改修工事
工事場所	四日市市常磐ポンプ場
名称	改修前後2階平面図
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)
設計年月日	平成 年 月
工種	設計者 (株)NJS
事業主体	四日市市 図面番号 D-9



改修前屋根伏図 S=1:100

凡例
 [斜線] 改修範囲を示す
 [点線] 防水改修範囲を示す

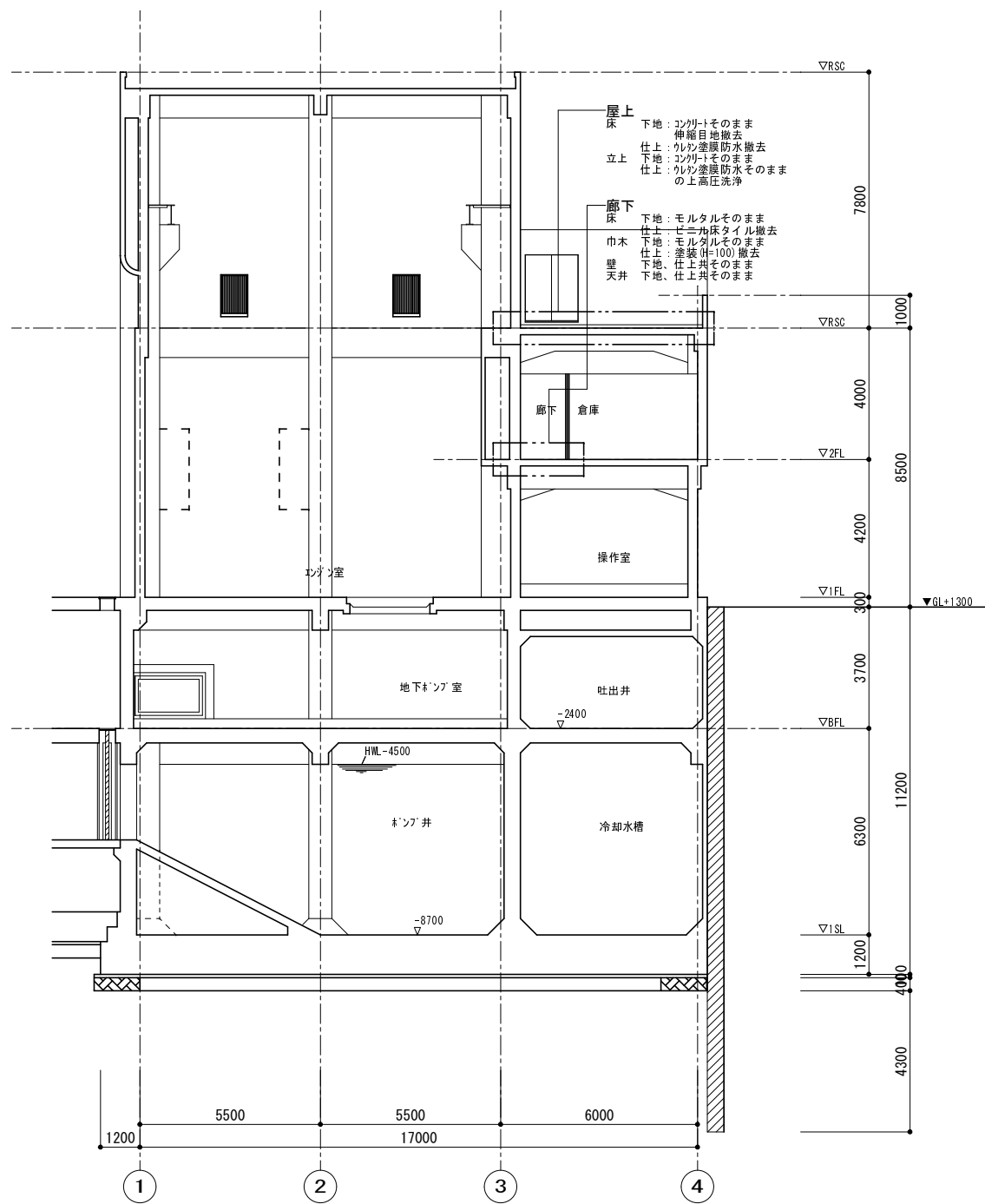


改修後屋根伏図 S=1:100

※脱気筒の数量、配置はメーカー仕様とする。

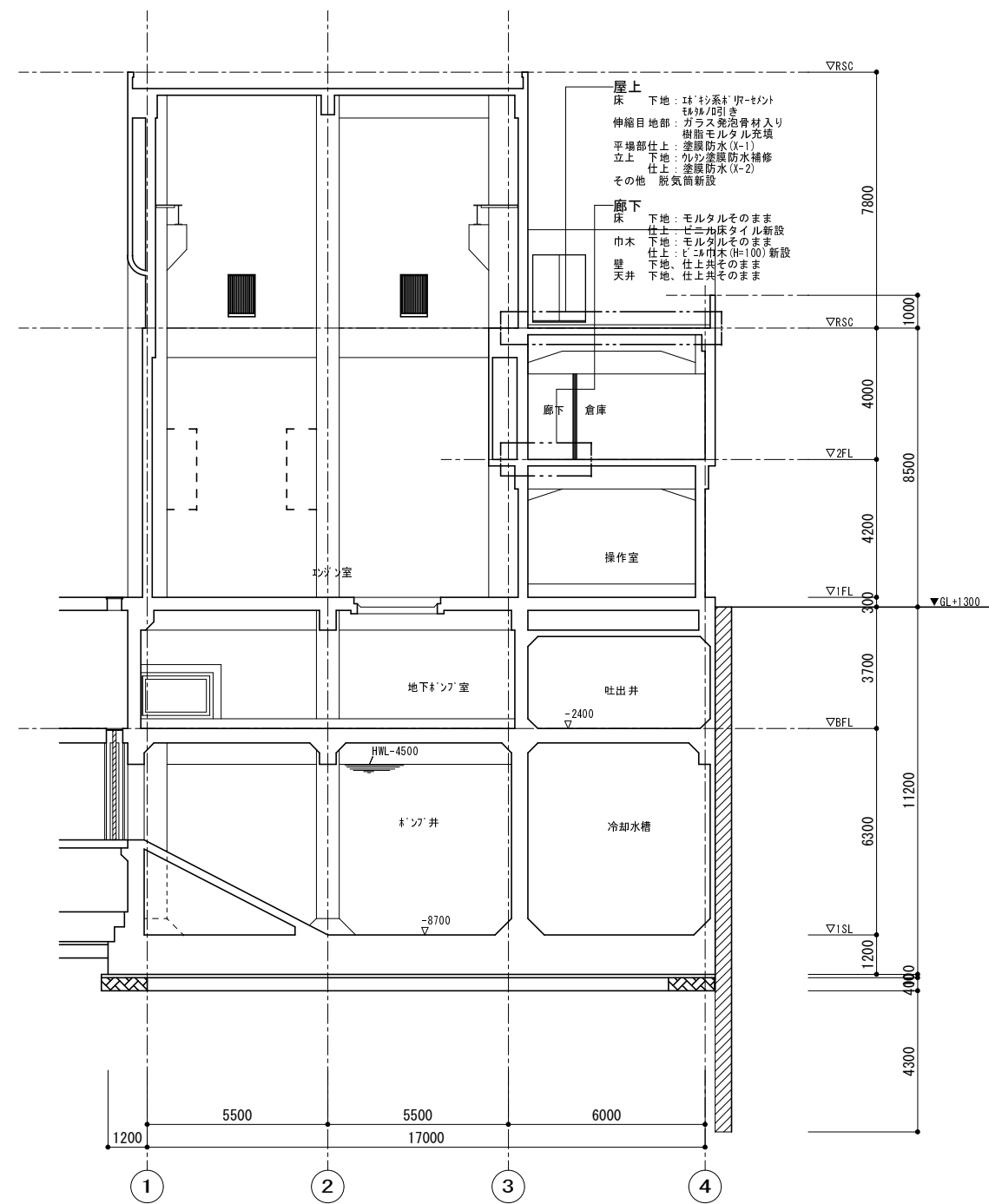
凡例
 [斜線] 改修範囲を示す
 [点線] 防水改修範囲を示す

事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修前後屋根伏図		
縮尺	1:100 (A1)	設計年月日	平成 年 月
	1:200 (A3)	設計者	(株) NJS
工種			
事業主体	四日市市	図面番号	D-10



A-A 改修前断面図 S=1:100

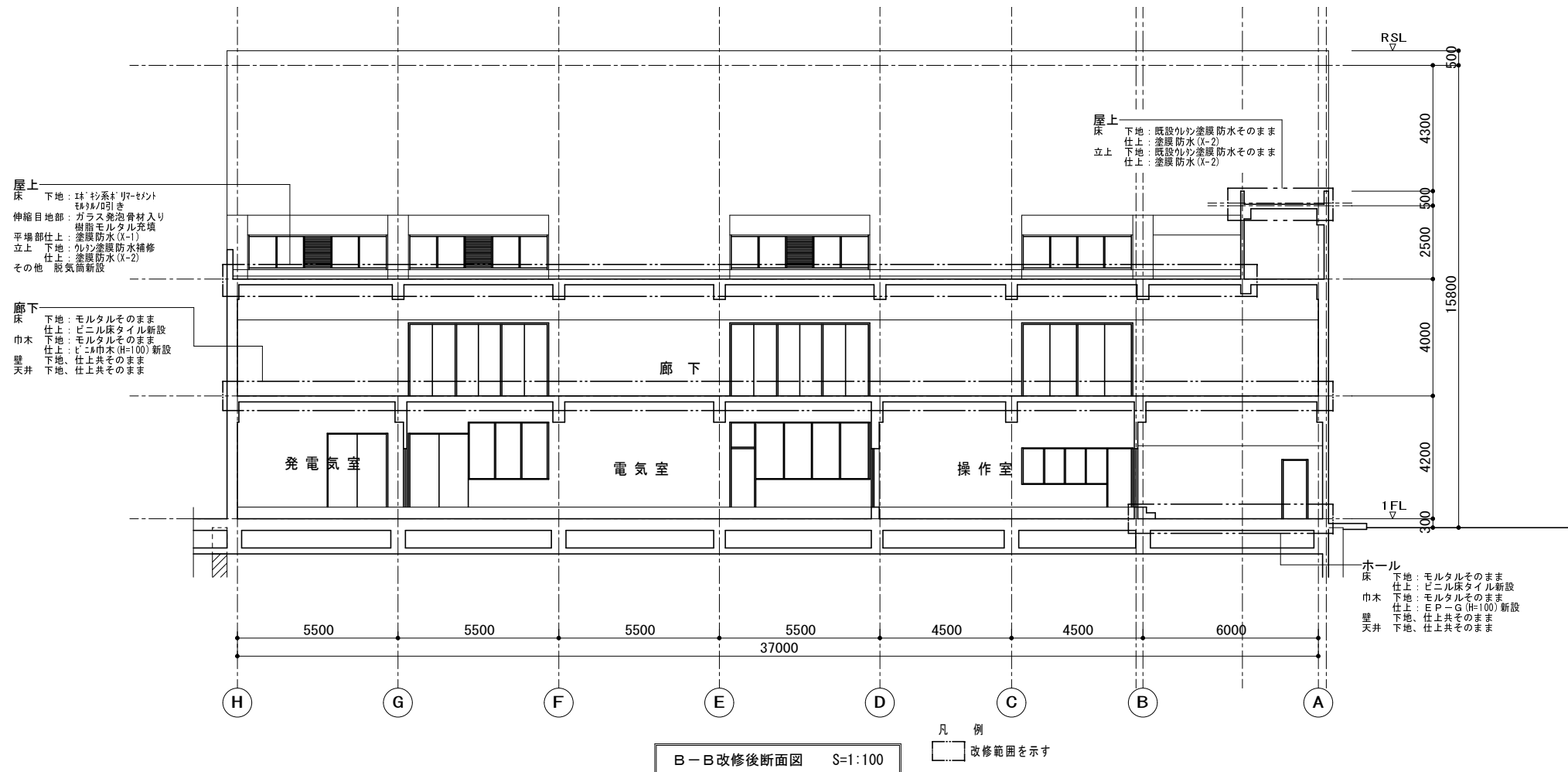
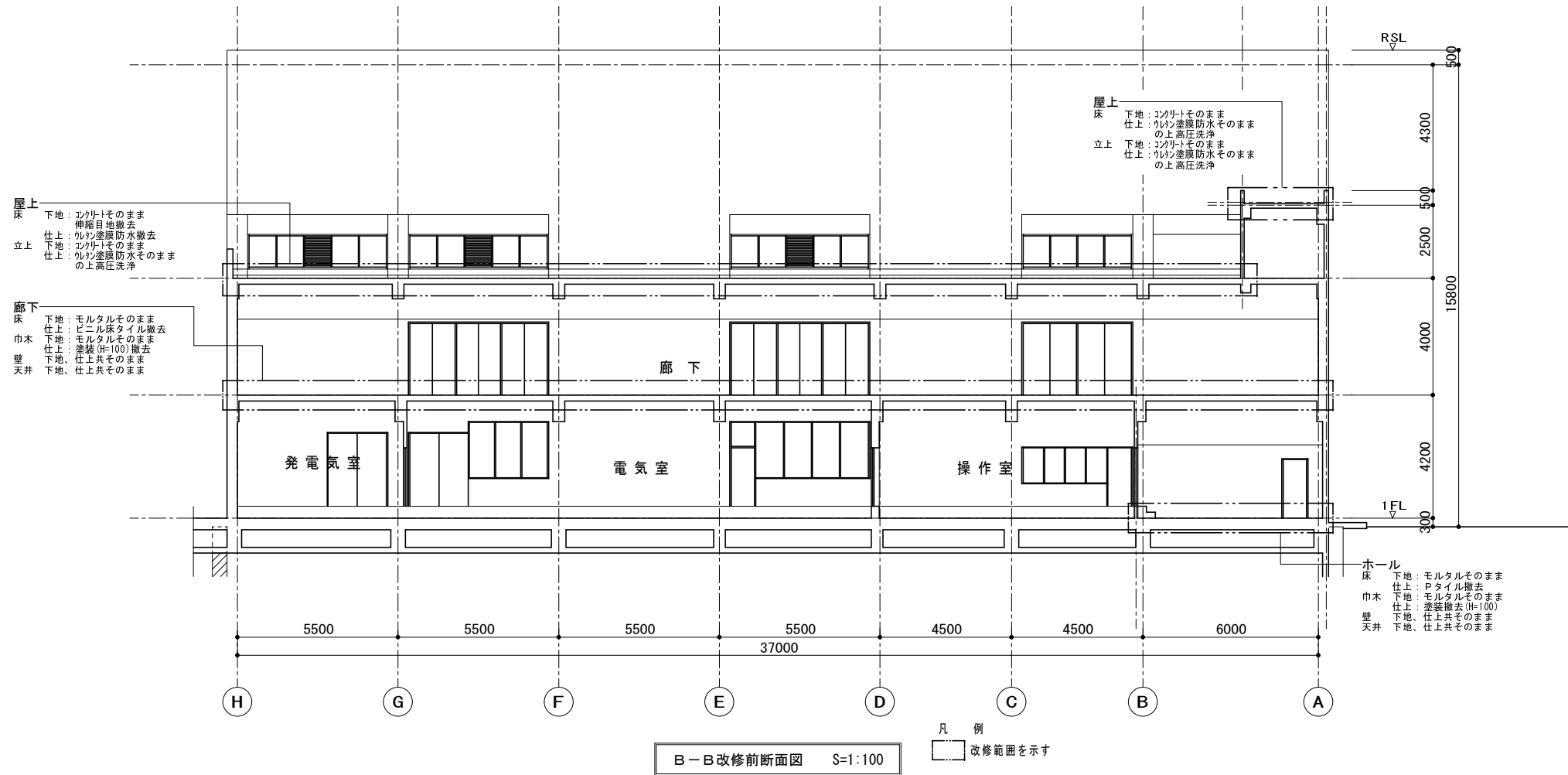
凡例
 改修範囲を示す



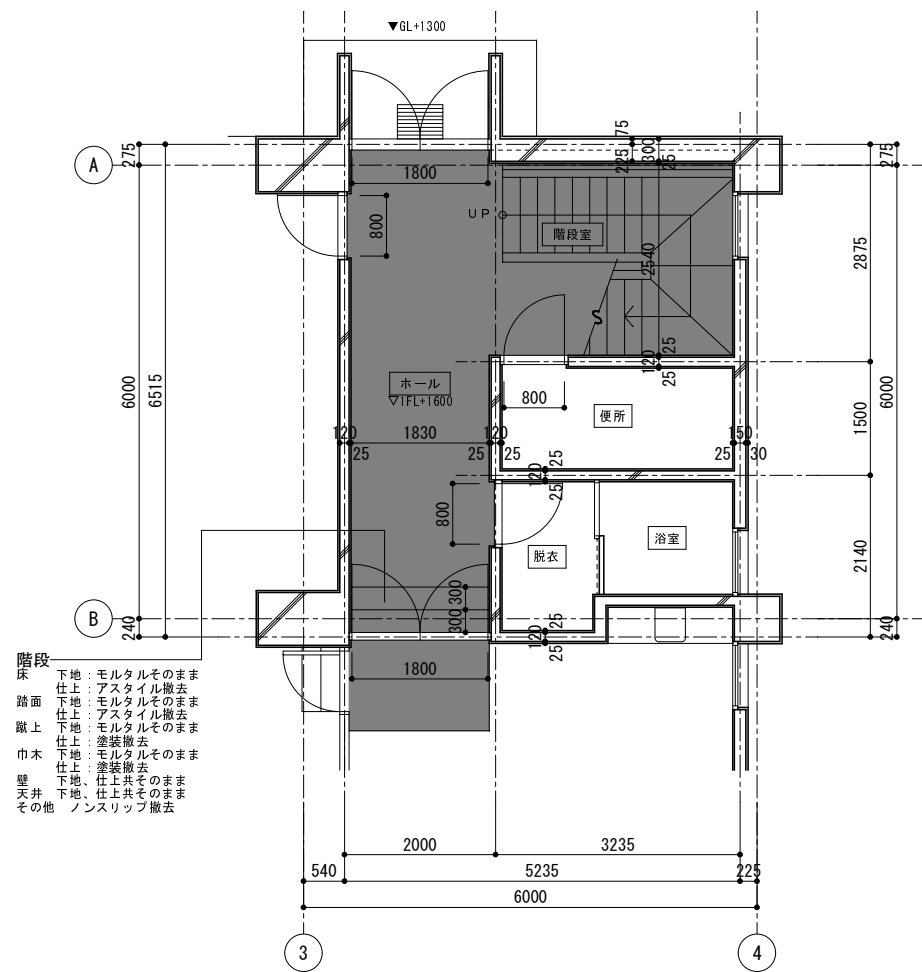
A-A 改修後断面図 S=1:100

凡例
 改修範囲を示す

事業名			
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常磐ポンプ場		
名称	改修前後断面図(1)		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-11



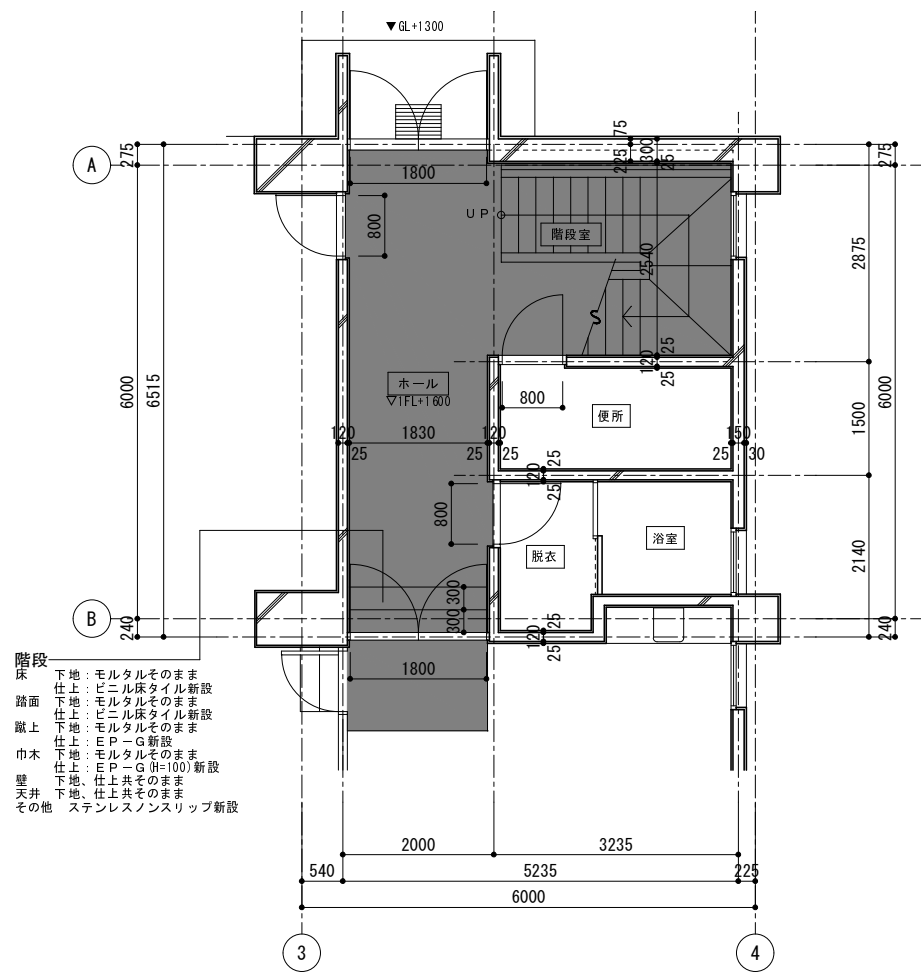
事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修前後断面図 (2)		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-12



改修前1階平面詳細図 S=1:50

※GL+1300=TP+1300

- 階段
床 下地：モルタルそのまま
仕上：アスタイル撤去
踏面 下地：モルタルそのまま
仕上：アスタイル撤去
蹴上 下地：モルタルそのまま
仕上：塗装撤去
巾木 下地：モルタルそのまま
仕上：塗装撤去
壁 下地、仕上共そのまま
天井 下地、仕上共そのまま
その他 ノンスリップ撤去



改修後1階平面詳細図 S=1:50

※GL+1300=TP+1300

- 階段
床 下地：モルタルそのまま
仕上：ビニル床タイル新設
踏面 下地：モルタルそのまま
仕上：ビニル床タイル新設
蹴上 下地：モルタルそのまま
仕上：E P-G新設
巾木 下地：モルタルそのまま
仕上：E P-G(H=100)新設
壁 下地、仕上共そのまま
天井 下地、仕上共そのまま
その他 ステンレスノンスリップ新設

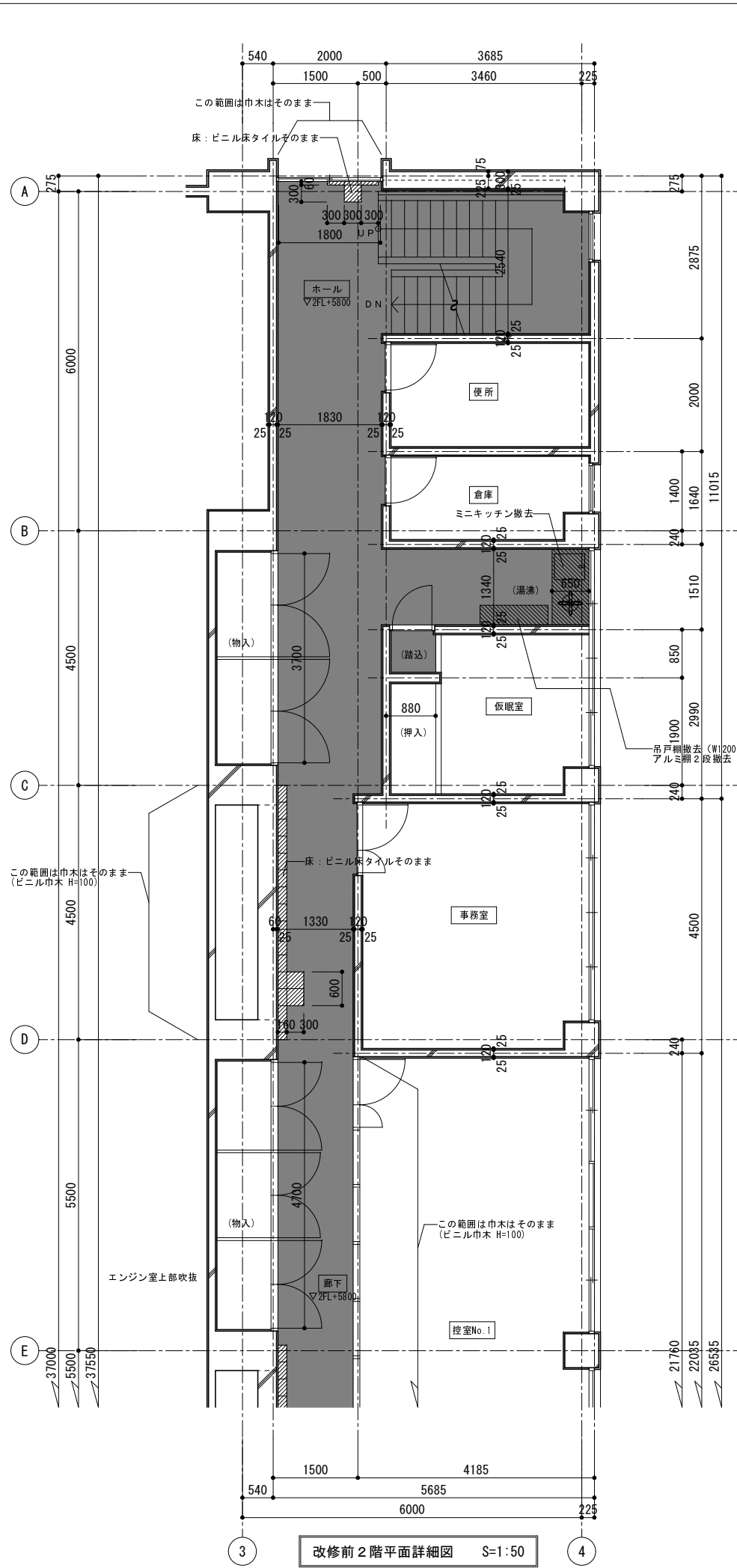
床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：Pタイル（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード（そのまま）
その他	
備考	

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	真鍮製ノンスリップ（撤去） スチール手摺塗装（撤去）

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：E P-G H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード（そのまま）
その他	
備考	

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：E P-G H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	ノンスリップ（撤去） スチール手摺S O P塗装（新設）

事業名			
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常磐ポンプ場		
名称	改修前後1階平面詳細図		
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-13

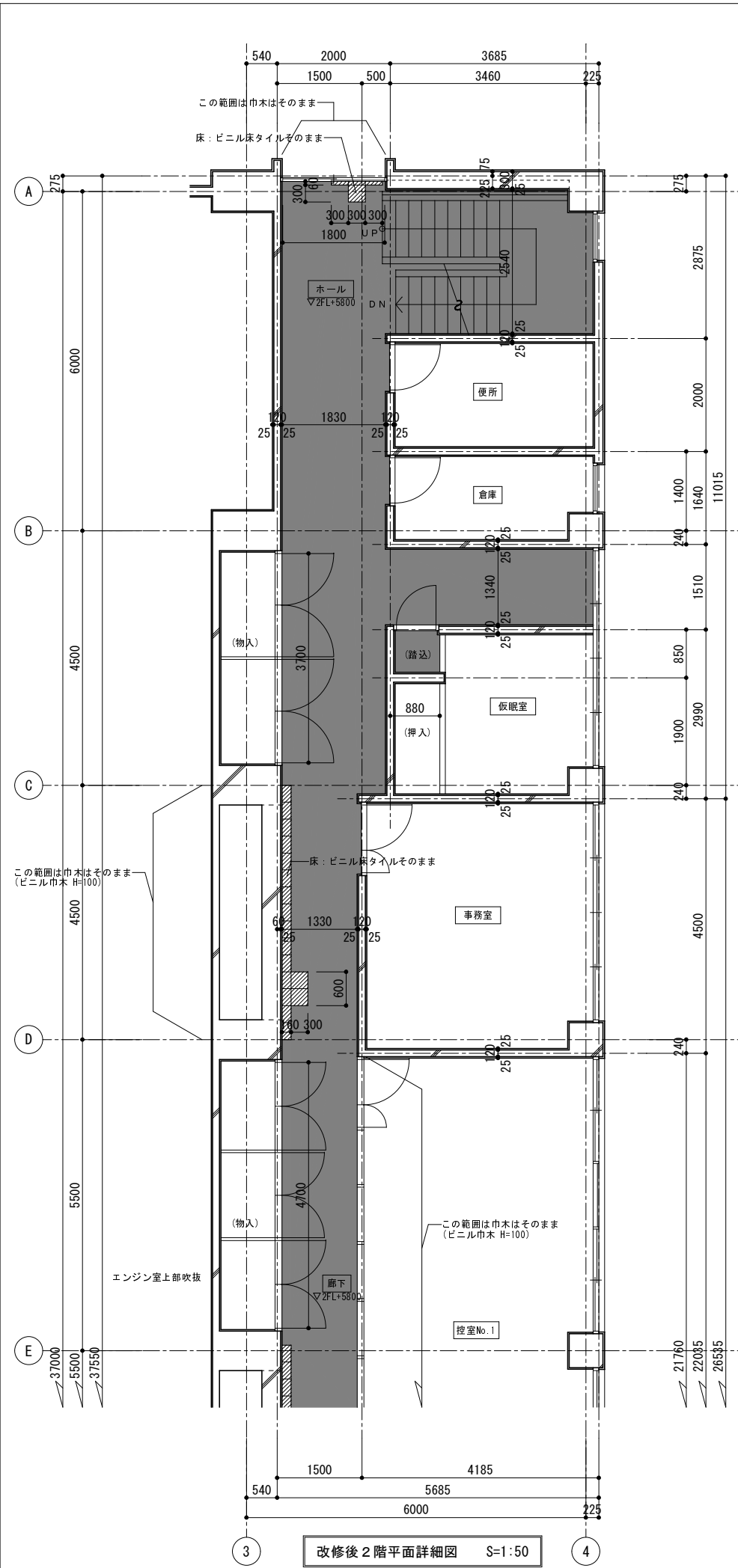


凡例
 改修範囲を示す
 既設改修済範囲を示す

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	真鍮製ノンスリップ（撤去） スチール手摺塗装（撤去）

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：Pタイル（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード（そのまま）
その他	ミニキッチン撤去 吊戸棚（アルミ棚）撤去
備考	

改修前2階平面詳細図 S=1:50



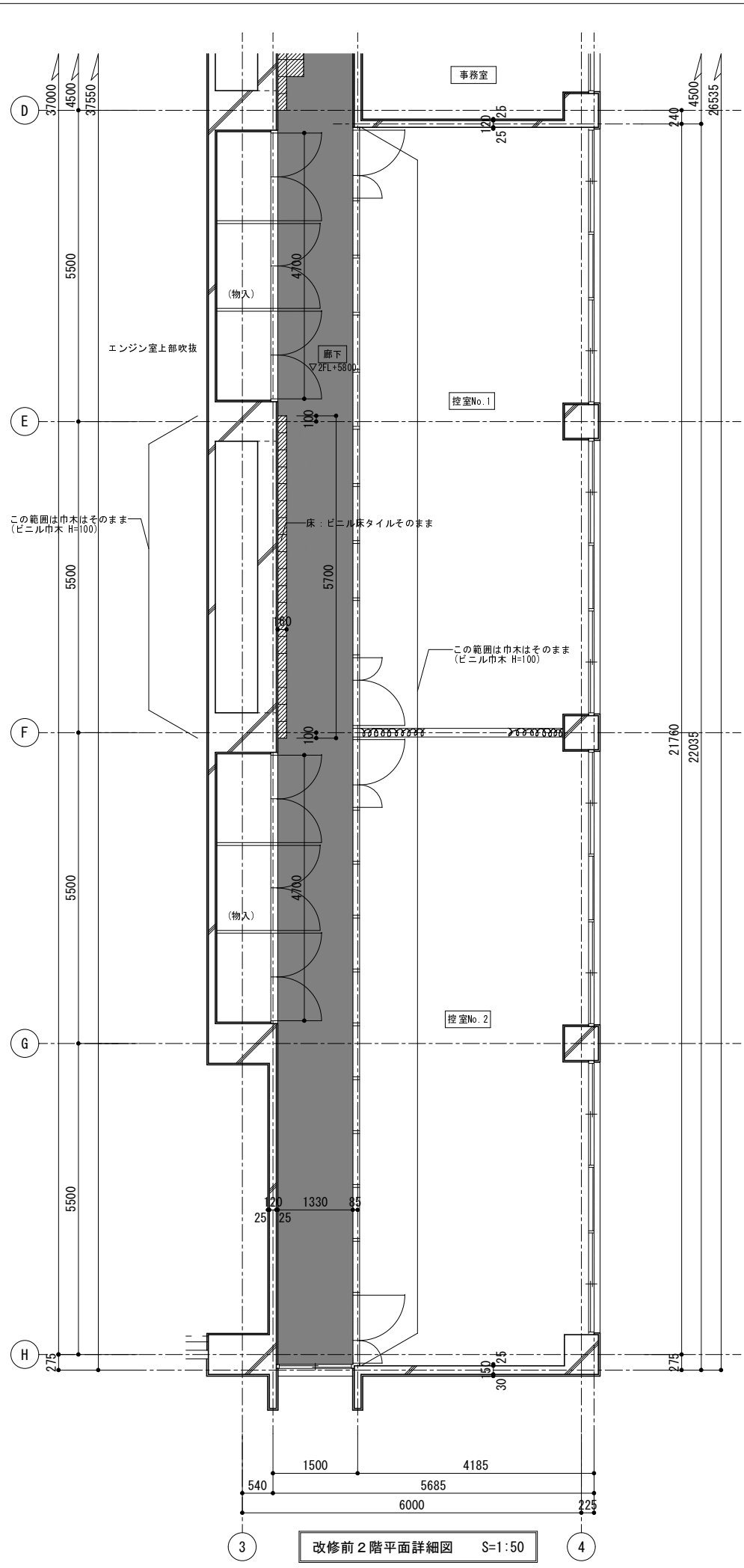
凡例
 改修範囲を示す
 既設改修済範囲を示す

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：E P-G H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	ノンスリップ（新設） スチール手摺 S O P 塗装（新設）

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル巾木 H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード（そのまま）
その他	ミニキッチン撤去後 床：ビニル床タイル新設 巾木：ビニル巾木 H=100（新設） 壁：E P-G（新設）
備考	

改修後2階平面詳細図 S=1:50

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修前後2階平面詳細図(1)		
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者 (株) NJS		
事業主体	四日市市	図面番号	D-14

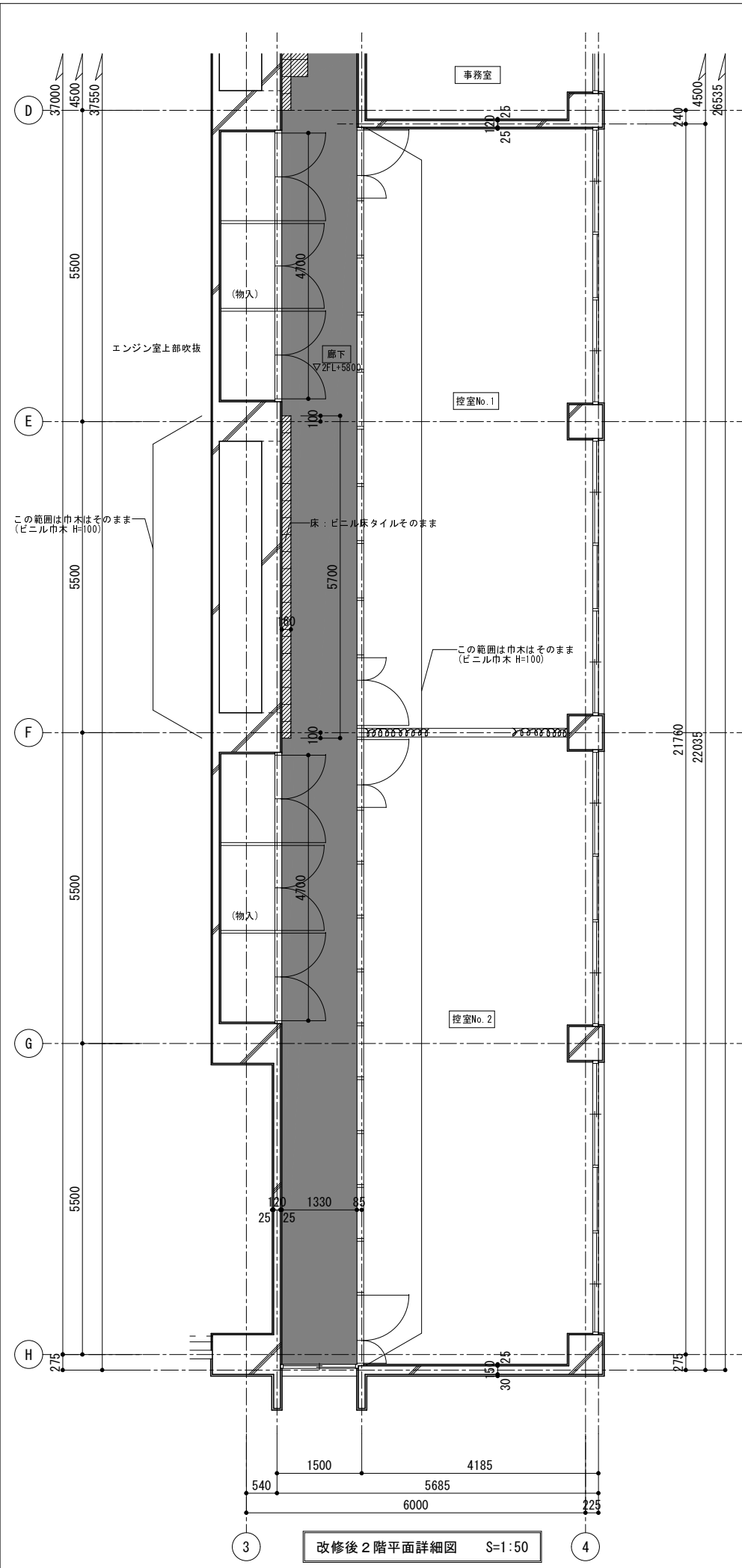


改修前2階平面詳細図 S=1:50

凡例
 改修範囲を示す
 既設改修済範囲を示す

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	真鍮製ノンスリップ（撤去） スチール手摺塗装（撤去）

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：Pタイル（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード（そのまま）
その他	ミニキッチン撤去
備考	



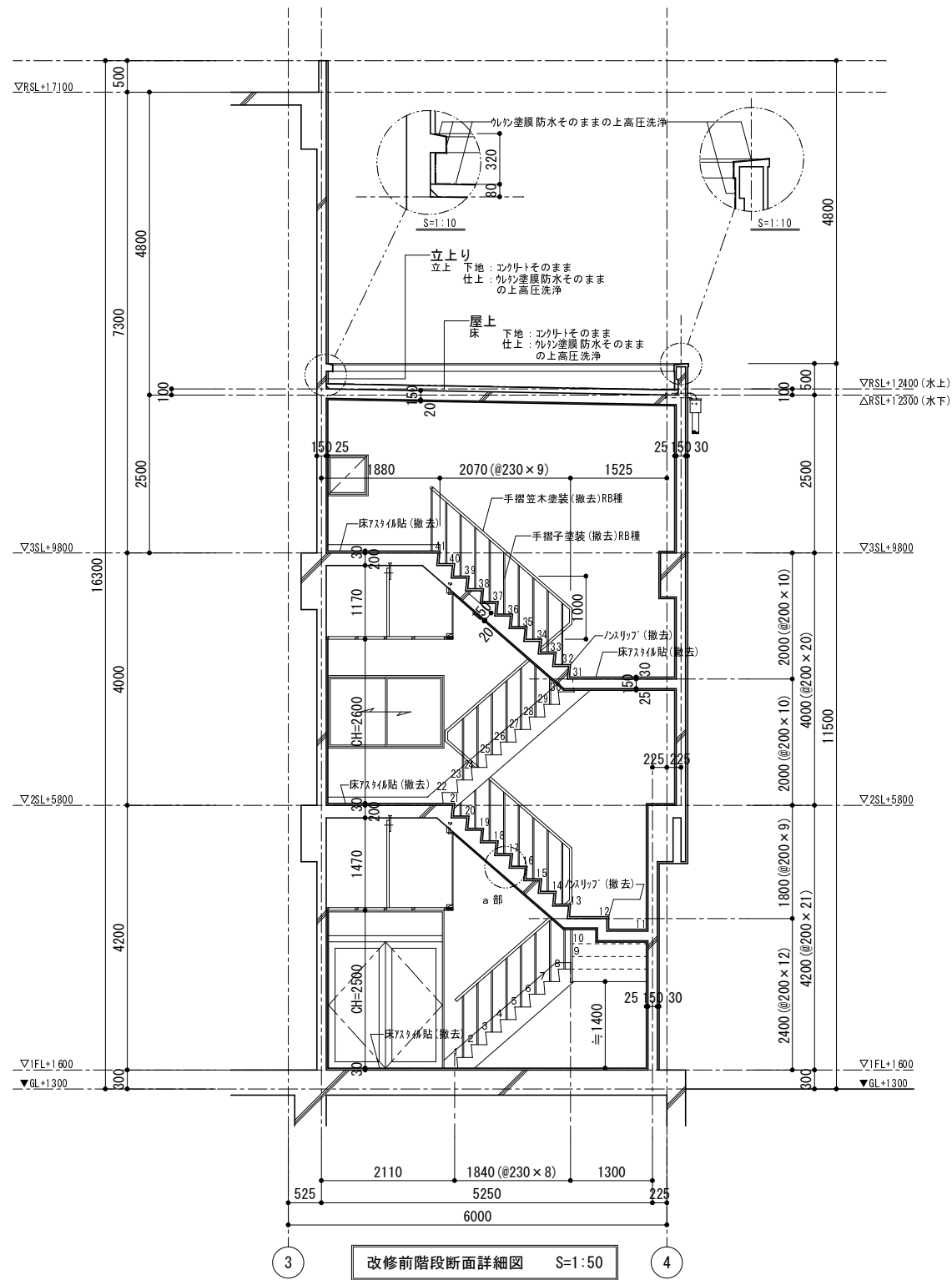
改修後2階平面詳細図 S=1:50

凡例
 改修範囲を示す
 既設改修済範囲を示す

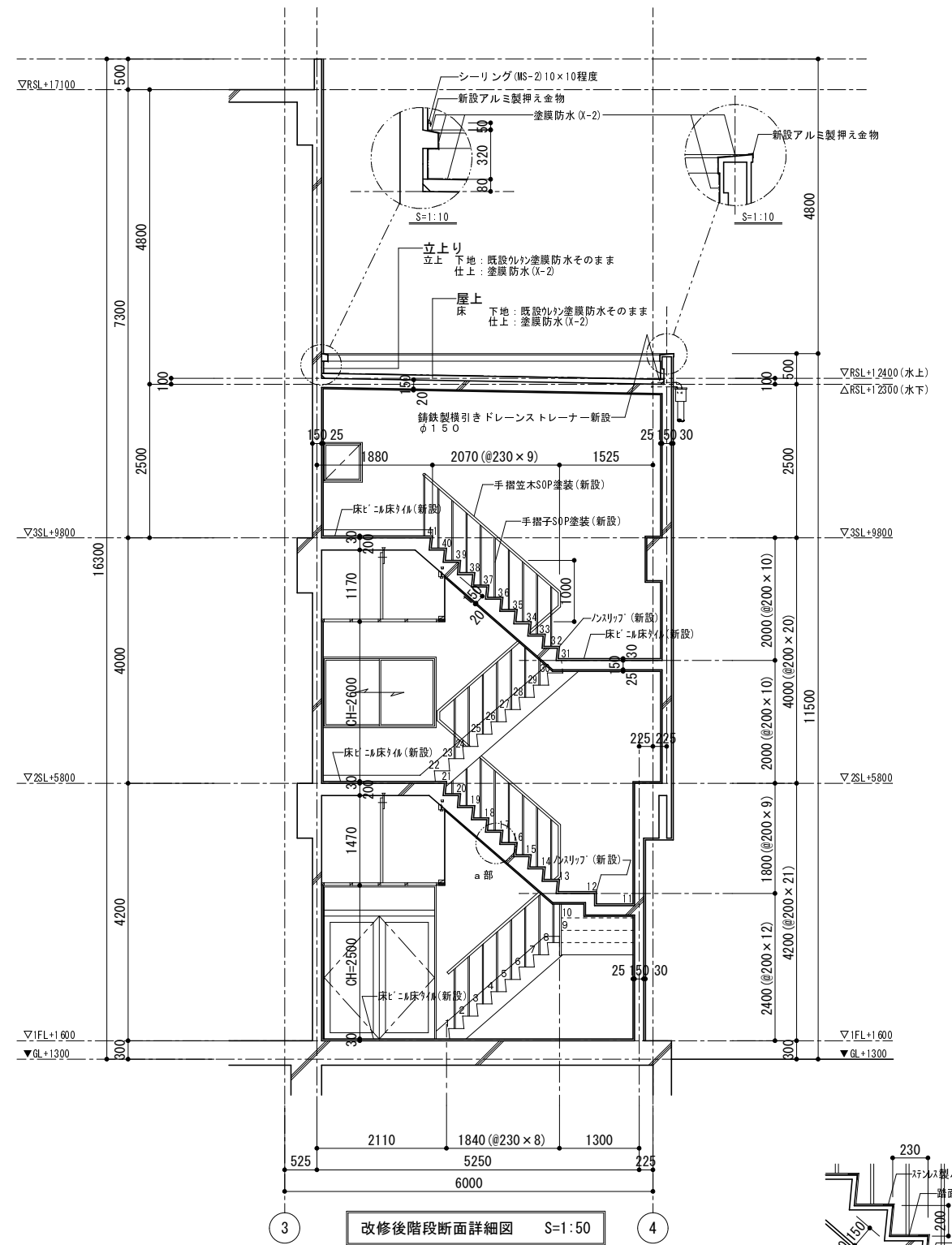
床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：E P-G H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	ノンスリップ（新設） スチール手摺 S O P 塗装（新設）

床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル巾木 H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード（そのまま）
その他	ミニキッチン撤去後 床：ビニル床タイル新設 巾木：ビニル巾木 H=100（新設） 壁：E P-G（新設）
備考	

事業名	常磐ポンプ場改修工事		
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常磐ポンプ場		
名称	改修前後2階平面詳細図(2)		
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-15

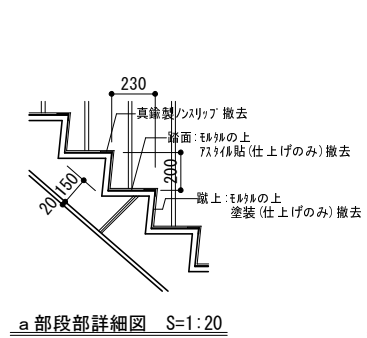


改修前階段断面詳細図 S=1:50

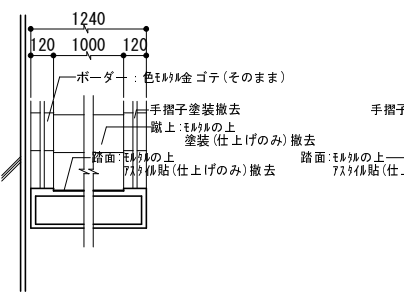


改修後階段断面詳細図 S=1:50

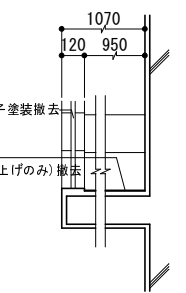
床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：アスタイル（撤去）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（撤去）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装 H=100（撤去）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	真鍮製ノンスリップ（撤去） スチール手摺塗装（撤去）



a 部段部詳細図 S=1:20

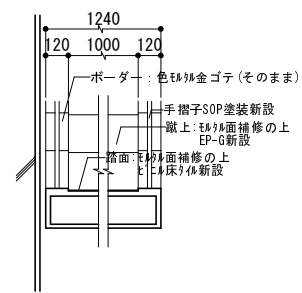


段部詳細図 S=1:20

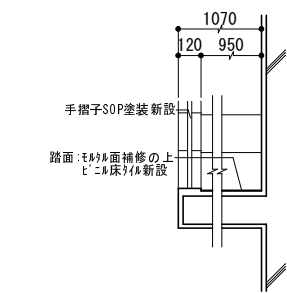


段部詳細図 S=1:20

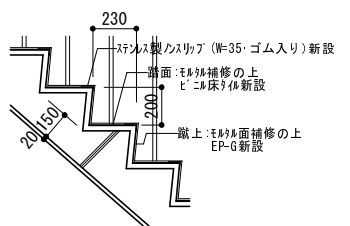
床	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
踏面	下地：モルタル（そのまま） 仕上：ビニル床タイル（新設）
蹴上	下地：モルタル（そのまま） 仕上：EP-G（新設）
巾木	下地：モルタル（そのまま） 仕上：EP-G H=100（新設）
壁	下地：モルタル（そのまま） 仕上：塗装（そのまま）
天井	下地：軽量鋼製下地（そのまま） 仕上：ダイケンボード底目貼（そのまま）
その他	ノンスリップ（新設） スチール手摺SOP塗装（新設）



段部詳細図 S=1:20

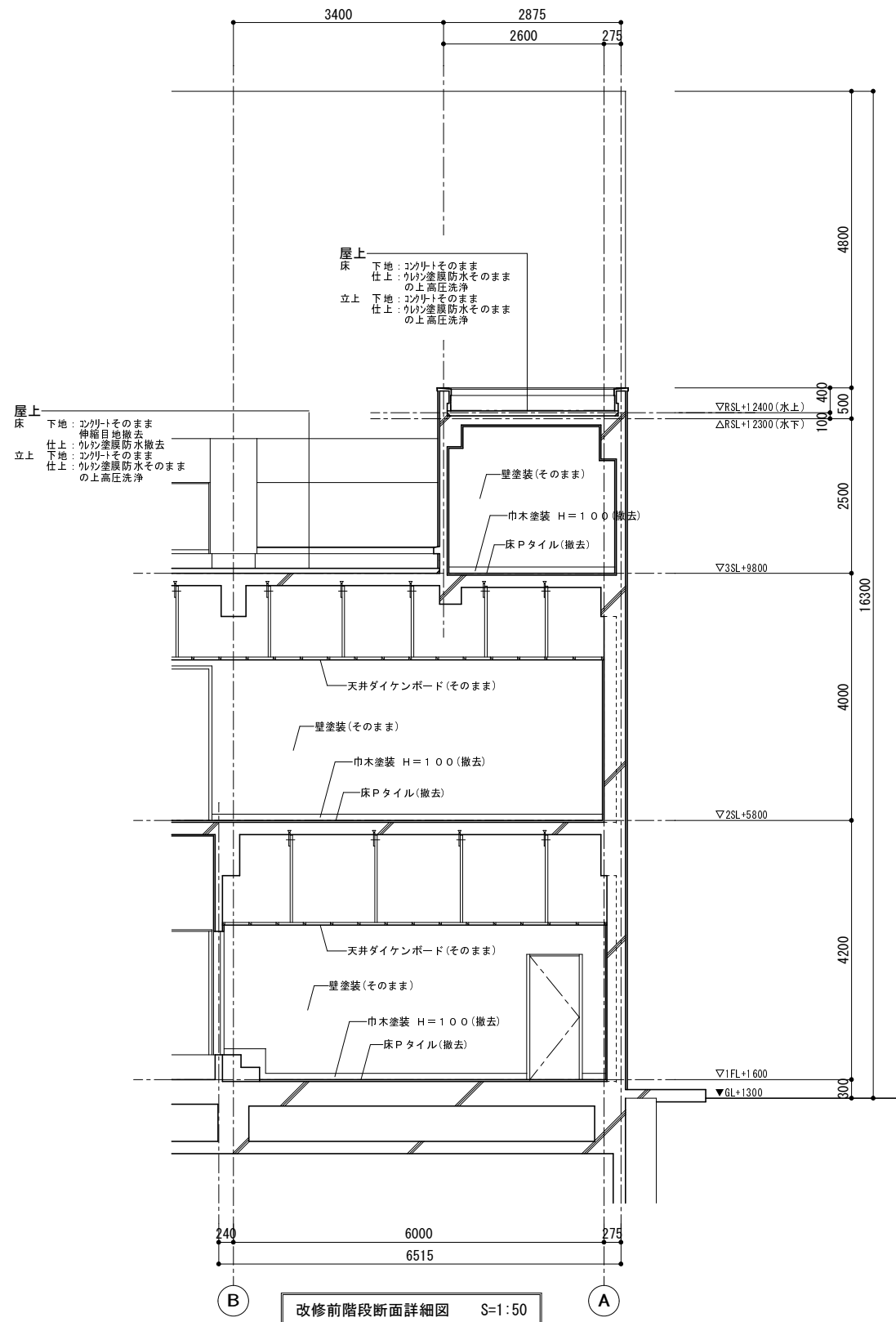


段部詳細図 S=1:20



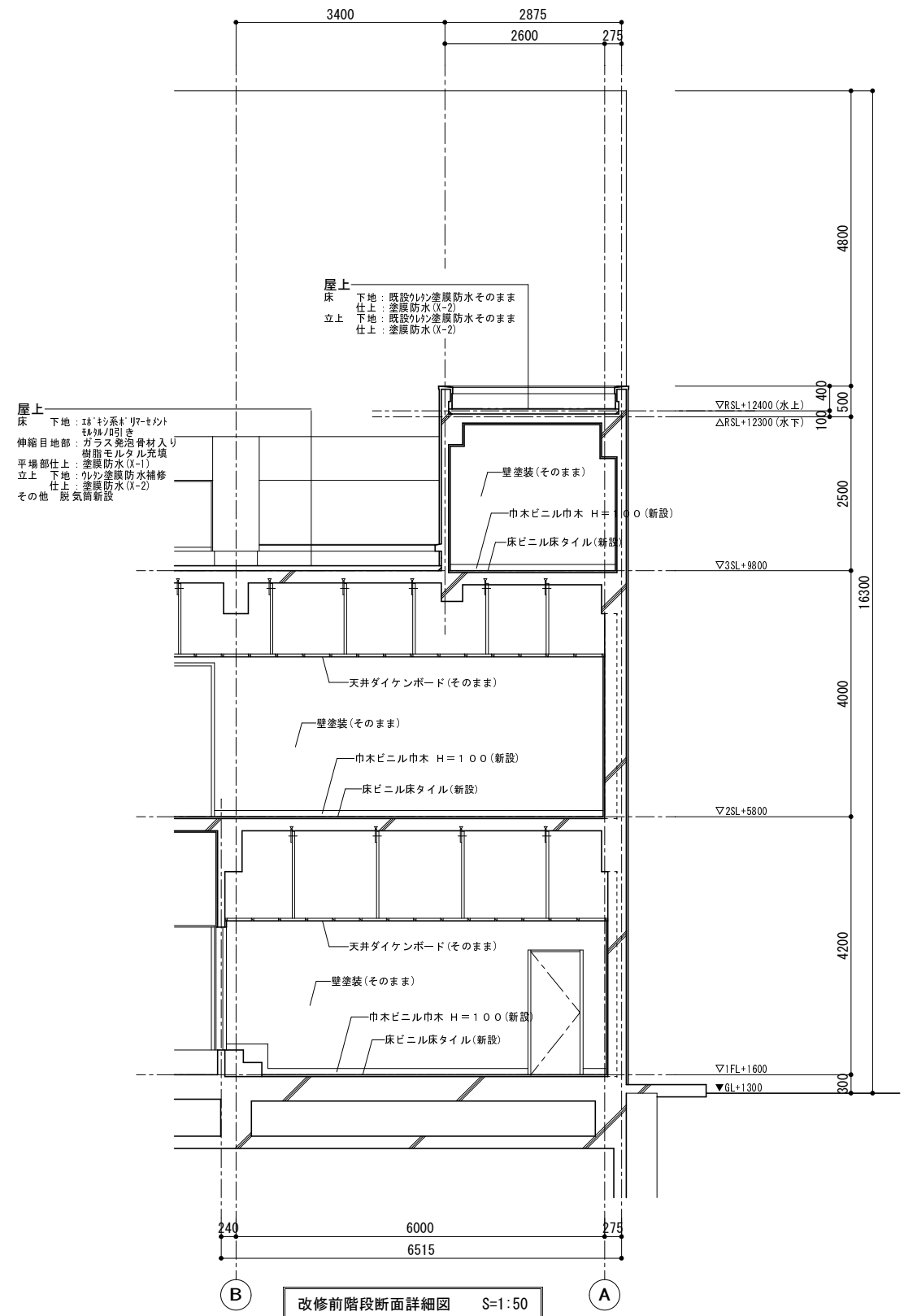
a 部段部詳細図 S=1:20

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修前後階段断面詳細図（1）		
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者 (株) NJS		
事業主体	四日市市	図面番号	D-16



改修前階段断面詳細図 S=1:50

床	下地: モルタル (そのまま) 仕上: Pタイル (撤去)
巾木	下地: モルタル (そのまま) 仕上: 塗装 H=100 (撤去)
壁	下地: モルタル (そのまま) 仕上: 塗装 (そのまま)
天井	下地: 軽量鋼製下地 (そのまま) 仕上: ダイクンボード (そのまま)
その他	
備考	



改修前階段断面詳細図 S=1:50

床	下地: モルタル (そのまま) 仕上: ビニル床タイル (新設)
巾木	下地: モルタル (そのまま) 仕上: ビニル巾木 H=100 (新設)
壁	下地: モルタル (そのまま) 仕上: 塗装 (そのまま)
天井	下地: 軽量鋼製下地 (そのまま) 仕上: ダイクンボード (そのまま)
その他	
備考	

事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修前後階段断面詳細図 (2)		
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-17